

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2018年1月1日
(第154期) 至 2018年12月31日

株式会社荏原製作所

(E01542)

第154期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社荏原製作所

目 次

	頁
第154期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【設備投資等の概要】	23
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	50
4 【株価の推移】	50
5 【役員の状況】	51
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	58
第5 【経理の状況】	77
1 【連結財務諸表等】	78
2 【財務諸表等】	131
第6 【提出会社の株式事務の概要】	144
第7 【提出会社の参考情報】	145
1 【提出会社の親会社等の情報】	145
2 【その他の参考情報】	145
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	146
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月29日

【事業年度】 第154期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社
（大阪市北区堂島一丁目6番20号）
株式会社荏原製作所中部支社
（名古屋市西区菊井二丁目22番7号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
決算年月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2017年 12月	2018年 12月
売上高 (百万円)	448,657	482,699	486,235	476,104	381,993	509,175
経常利益 (百万円)	31,311	36,258	36,471	28,464	16,529	31,281
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	18,973	23,580	17,254	20,587	9,531	18,262
包括利益 (百万円)	33,416	36,600	9,794	17,429	13,473	12,493
純資産額 (百万円)	215,048	247,553	250,444	277,509	284,788	286,778
総資産額 (百万円)	530,211	570,392	579,860	588,457	612,919	591,592
1株当たり純資産額 (円)	448.05	514.38	2,590.82	2,672.19	2,735.94	2,795.72
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.86	50.77	185.58	213.71	93.84	179.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	36.44	46.41	169.42	201.53	93.32	178.99
自己資本比率 (%)	39.2	41.9	41.6	46.1	45.3	47.3
自己資本利益率 (%)	9.6	10.5	7.2	8.0	3.5	6.6
株価収益率 (倍)	15.8	10.0	12.7	17.0	45.8	13.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,615	11,296	21,528	33,816	44,157	34,610
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,540	△15,894	△14,344	△18,563	△7,906	△15,927
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△25,336	△7,044	△9,655	△15,102	11,296	△46,412
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	102,341	95,604	91,185	90,683	139,102	110,556
従業員数 (名)	15,168	16,030	16,270	16,317	16,219	16,556

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しています。

3 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

4 第152期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっています。

5 2017年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は2017年4月1日から2017年12月31日の9か月間となっています。第153期においては、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
決算年月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2017年 12月	2018年 12月
売上高 (百万円)	184,195	190,851	210,948	223,366	153,107	236,299
経常利益 (百万円)	5,128	12,877	25,293	25,502	11,631	19,605
当期純利益 (百万円)	5,279	13,839	20,277	24,371	13,664	14,532
資本金 (百万円)	68,625	68,697	68,760	78,764	78,815	79,066
発行済株式総数 (千株)	465,187	465,644	466,044	508,680	101,783	101,957
純資産額 (百万円)	188,869	201,011	212,426	251,600	258,886	259,767
総資産額 (百万円)	401,260	411,784	429,910	458,144	475,975	445,799
1株当たり純資産額 (円)	404.99	430.94	2,273.25	2,464.24	2,536.78	2,585.52
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	7.50 (2.50)	12.00 (3.75)	12.00 (6.00)	36.00 (6.00)	45.00 (30.00)	60.00 (30.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.37	29.79	218.10	252.98	134.53	143.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	10.25	27.24	199.11	238.57	133.78	142.44
自己資本比率 (%)	46.9	48.6	49.2	54.6	54.1	58.0
自己資本利益率 (%)	2.8	7.1	9.8	10.6	5.4	5.6
株価収益率 (倍)	56.9	17.0	10.8	14.4	31.9	17.3
配当性向 (%)	66.0	40.3	27.5	23.7	33.4	41.9
従業員数 (名)	4,016	3,999	4,022	4,014	3,898	3,921

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しています。

3 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

4 第152期の1株当たり配当額36.00円は、中間配当額6.00円と期末配当額30.00円の合計となります。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施していますので、中間配当額6.00円は株式併合前の金額、期末配当額30.00円は株式併合後の金額となります。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は30.00円となるため、期末配当額30.00円を加えた年間配当額は1株当たり60.00円となります。

5 2017年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は2017年4月1日から2017年12月31日の9か月間となっています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。

2 【沿革】

年月	沿革
1912年11月	東京帝国大学井口在屋博士を主幹、畠山一清が所長となり、みのくち式機械事務所を創立〔創業〕。
1920年5月	荏原製作所を設立。工場を東京府荏原郡品川町に設け、みのくち式機械事務所の事業を継承し、渦巻ポンプ等の製造を開始。
1938年4月	東京市蒲田区羽田に羽田工場を建設し、品川より本社及び工場を移転。
1941年12月	川崎工場を新設。
1945年4月	戦災により羽田工場は、ポンプ試験場、製缶工場及び本館を除き使用不能と化したため、川崎工場に生産を移管。
1955年1月	生産の主力を羽田工場に復帰。
1956年1月	水処理装置の製造及び販売を目的として、荏原インフィルコ株式会社を設立。
1964年4月	戦後初の海外事務所をタイ・バンコクに開設。
1964年6月	製品のアフターサービスを目的として、荏原サービス株式会社を設立。
1965年5月	藤沢工場を新設。日本で初めて標準ポンプ量産体制を確立。また冷凍機生産を羽田工場より移管。
1975年1月	戦後初の海外生産拠点としてブラジルに Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. (現 EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.) を設立。
1975年11月	袖ヶ浦工場を新設し、主としてコンプレッサ及びタービンの製造を開始。
1979年12月	東南アジアにおける標準ポンプの生産拠点として、インドネシアにPT. Ebara Indonesiaを設立。
1981年1月	北米のポンプ事業拠点として、米国にEbara International Corporationを設立。
1986年1月	川崎工場を藤沢工場に統合し、生産体制の再編成を実施。
1987年7月	藤沢工場内に精密機械工場を建設し、半導体産業向け真空機器の生産を開始。
1989年1月	ステンレスプレス製標準ポンプの生産拠点として、イタリアにEbara Italia S.p.A. (現 Ebara Pumps Europe S.p.A.) を設立。
1992年8月	各種ボイラ等製缶品の生産拠点として、中国に青島荏原環境設備有限公司を設立。
1994年10月	荏原インフィルコ株式会社を吸収合併。
2000年4月	汎用風水力機械の営業部門を分離の上、荏原サービス株式会社に統合し、荏原テクノサーブ株式会社として営業開始。
2000年4月	コンプレッサ・タービン事業大手のElliott Company (米国) を完全子会社化。
2001年6月	CMP装置等の生産拠点として設立した株式会社荏原九州 (熊本県) が操業を開始。
2002年4月	コンプレッサ・タービン事業を分社化、株式会社荏原エリオット (千葉県) を設立。
2002年9月	冷熱機械事業を分社化、荏原冷熱システム株式会社を設立。
2003年5月	中国におけるAPIポンプの生産販売拠点として、嘉利特荏原ポンプ業有限公司を設立。
2005年4月	カンパニー制を導入。本社機能を担うコーポレートと、風水力機械、環境事業、精密・電子事業の3カンパニー体制とする。
2005年8月	中国における大型・高圧ポンプの生産販売拠点として、荏原博ポンプポンプ業有限公司 (現 荏原機械シ博有限公司) を設立。
2006年5月	中国における標準ポンプの生産・販売・サービス拠点として、荏原機械 (中国) 有限公司を発足。
2009年4月	グループ内の水処理事業を荏原エンジニアリングサービス株式会社へ統合。
2009年10月	グループ内の廃棄物処理事業を荏原環境プラント株式会社へ統合。
2010年1月	富津工場を新設し、羽田工場の機能を移転。
2010年3月	荏原エンジニアリングサービス株式会社 (現 水ing株式会社) を、三菱商事株式会社、日揮株式会社との三社提携による総合水事業会社とする。
2010年10月	株式会社荏原九州を吸収合併。
2012年4月	ポンプ事業のグループ内再編として、荏原テクノサーブ株式会社、株式会社荏原由倉ハイドロテック及び株式会社荏原環境テクノ北海道の三社を吸収合併。
2014年3月	中東におけるポンプの販売・サービス拠点として、アラブ首長国連邦にEbara Pumps Middle East FZE を設立。
2015年6月	指名委員会等設置会社へ移行。
2015年8月	インドネシアの回転機械のメンテナンス会社 PT. Turbindo Chikara Surya (現 PT. Ebara Turbomachinery Services Indonesia) を買収。
2015年12月	ブラジルのポンプメーカー Thebe Bombas Hidráulicas S.A. (EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. を存続会社とする吸収合併により消滅) を買収。
2016年11月	熊本事業所内に半導体製造装置の生産工場及びドライ真空ポンプのサービス工場を増設竣工。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社90社（うち連結子会社 60社）及び関連会社6社より構成されており、当社を中心として風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業、その他の各分野にわたり製造、販売、工事、保守、サービス等を行っています。

主な事業内容と当社、主要な連結子会社及び関連会社（持分法適用会社）の機能及び分担は、以下のとおりです。なお、この事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメント区分と同一です。

事業区分	主な事業内容	機能・分担	当社、主要な連結子会社及び関連会社 (持分法適用会社)
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機	製造及び販売	当社 ㈱荏原エリオット 荏原冷熱システム㈱ ㈱荏原電産 ㈱荏原風力機械 Ebara International Corporation EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. (注) 1 荏原機械シ博有限公司 荏原機械(中国)有限公司 嘉利特荏原ポンプ業有限公司(注) 2 Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company 荏原冷熱システム(中国)有限公司
		エンジニアリング、 工事、運転及び保守	当社
		販売及び保守	荏原バイロン・ジャクソン㈱ Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.
環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント	エンジニアリング 及び工事	荏原環境プラント㈱ 青島荏原環境設備有限公司 水ing㈱(注) 3
		運転及び保守	荏原環境プラント㈱ 水ing㈱(注) 3
		薬品製造及び販売	水ing㈱(注) 3
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置	製造及び販売	当社
		販売及び保守	㈱荏原フィールドテック Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Ebara Technologies Inc. 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Inc. 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH
その他	—	ビジネスサポートサービス等	㈱荏原エージェンシー

(注) 1 Thebe Bombas Hidráulicas LTDA (当連結会計年度において、Thebe Bombas Hidráulicas S.A. より商号変更) は、連結子会社であるEbara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。なお、Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. は、EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. に商号を変更しています。

2 ポンプの中国語表記は石の下に水です。

3 持分法適用の関連会社です。

4 ㈱荏原金属は、清算終了のため、連結の範囲から除外しています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 荏原パイロン・ジャクソン ㈱	東京都大田区	75	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプ部品を販売 ・当社が資金を借入
㈱荏原エリオット	千葉県袖ヶ浦市	450	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員2名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入
エリオットグループホール ディングス㈱	千葉県袖ヶ浦市	450	風水力事業	100.0	・役員4名兼任 ・当社が資金を借入
荏原冷熱システム㈱	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員2名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社が冷凍機、冷却塔及び関連機器を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱荏原電産	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が電気機械器具を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証
㈱荏原風力機械	三重県鈴鹿市	445	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が送風機及び関連機器を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱イースクエア	千葉県袖ヶ浦市	490	風水力事業	65.0	・当社が業務請負 ・当社が土地を賃貸 ・当社が資金を借入
荏原環境プラント㈱ (注) 4	東京都大田区	5,812	環境プラント事 業	100.0	・役員2名兼任 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入
中部リサイクル㈱	愛知県名古屋	100	環境プラント事 業	55.0 (55.0)	・当社が資金を借入
㈱荏原フィールドテック	東京都大田区	475	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入
㈱荏原エージェンシー	東京都大田区	80	その他	100.0	・当社がビジネスサポート業務等を委託 ・当社が建物を賃貸 ・当社が土地及び建物を賃借 ・当社が資金を貸与
㈱荏原湘南スポーツ センター	東京都大田区	80	その他	96.3	・当社がテニスクラブ法人会員として加入 ・当社が施設を賃貸 ・当社が資金を貸与
荏原マイスター㈱	東京都大田区	50	その他	100.0	・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入
Ebara International Corporation	米国 ネバダ州	千米ドル 35,250	風水力事業	100.0 (100.0)	・当社がポンプを販売 ・当社がポンプを購入
Hood-EIC, LLC	米国 ネバダ州	千米ドル 1	風水力事業	100.0 (100.0)	
EBARA PUMPS AMERICAS CORPORATION	米国 サウスカロライナ 州	千米ドル 0	風水力事業	100.0 (100.0)	・当社がポンプを販売 ・当社が資金を貸与
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. (注) 5	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 99,106	風水力事業	100.0 (0.01)	・当社が資金を貸与
荏原機械シ博有限公司	中国 山東省	千米ドル 41,000	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入 ・当社が資金を貸与

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
荏原機械（中国）有限公司	中国 北京市	千米ドル 61,938	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入 ・当社が資金を貸与
嘉利特荏原ポンプ業有限公司 (ポンプの中国語表記は石 の下に水です)	中国 浙江省	千米ドル 11,000	風水力事業	51.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入
Ebara Vietnam Pump Company Limited	ベトナム ハイズオン省	千米ドル 19,348	風水力事業	100.0	・当社が資金を貸与
Ebara Pumps Philippines, Inc.	フィリピン ラグナ州	千ペソ 328,000	風水力事業	100.0	・当社がステンレス鋳造品を購入 ・当社が資金を貸与
PT. Ebara Indonesia	インドネシア 西ジャワ州デポック	千米ドル 7,330	風水力事業	95.0	・当社がポンプ部品を販売 ・当社がポンプ・部品を購入 ・当社が資金を貸与
Ebara (Thailand) Limited	タイ バンコク都	千タイバー ツ 65,000	風水力事業	100.0 (4.9)	・当社がポンプを販売
Ebara Pumps Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール州	千マレーシ アリンギッ ト 1,000	風水力事業	70.0	・当社がポンプを販売 ・当社が資金を貸与
台湾荏原電産股份有限公司	台湾 中壢市	千台湾ドル 70,000	風水力事業	51.0	・当社が水中モータ・ポンプを購入
荏原機電（昆山）有限公司	中国 江蘇省	千米ドル 3,500	風水力事業	100.0 (100.0)	
Ebara Densan (Taiwan) Samoa Mfg. Co., Ltd.	サモア独立国 アピア	千米ドル 2,616	風水力事業	100.0 (100.0)	
Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 6,625	風水力事業、 精密・電子事業	100.0	・当社がポンプを販売 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara Pumps Europe S. p. A. (注) 3	イタリア トレント県	千ユーロ 22,400	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを購入
Ebara Pompy Polska Sp. z o. o.	ポーランド ワルシャワ市	千ユーロ 229	風水力事業	100.0 (100.0)	
EBARA Pumps RUS Limited Liability Company	ロシア連邦 モスクワ市	千ルーブル 20,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
EBARA PUMPS SOUTH AFRICA (PTY) LTD	南アフリカ共和国 ヨハネスブルグ	千南アフリ カランド 87,012	風水力事業	100.0 (100.0)	
Sumoto S. r. l.	イタリア ヴィチエンツァ県	千ユーロ 5,076	風水力事業	100.0	・当社が水中モータを購入 ・当社が資金を貸与
EBARA PUMPS IBERIA, S. A.	スペイン マドリード州	千ユーロ 1,839	風水力事業	98.4	
Ebara Pumps Middle East FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千UAEディル ハム 7,000	風水力事業	100.0	・当社がポンプを販売
Elliott Company	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 1	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員3名兼任 ・当社がコンプレッサ・タービンを購入 ・当社が債務を保証
Elliott Overseas Corporation	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 365	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery Canada, Inc.	カナダ オンタリオ州	カナダドル 10	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery S. A. de C. V.	メキシコ メキシコ市	千メキシコ ペソ 100	風水力事業	96.0 (96.0)	
Elliott Turbocharger Guatemala, S. A.	グアテマラ グアテマラ市	グアテマラ ケツアル 5,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル市	百万ウォン 460,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery Limited	英国 バークシャー州	英国ポンド 100	風水力事業	100.0 (100.0)	・当社が債務を保証

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Elliott Turbomachinery S.A.	スイス シュヴィーツ州	千スイス フラン 120	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Middle East Maintenance S.P.C	バーレーン ムハラク	千バーレン ディナール 50	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Servicos para Equipamentos Rotativos Ltda.	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 1,500	風水力事業	100.0 (100.0)	
ELLIOTT GAS Services Saudi Arabia Ltd.	サウジアラビア ジュベール州	千サウジア ラビアリアル 500	風水力事業	55.0 (55.0)	
埃理奧特机械設備維修服務 (天津) 有限責任公司	中国 天津經濟技術開發 地区	千米ドル 560	風水力事業	100.0 (100.0)	
台湾荏原艾利特機械股份有 限公司	台湾 台中市	千台湾ドル 100,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 340	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Turbomachinery India Pvt. Ltd.	インド カルナータカ州	千インドル ピー 977	風水力事業	100.0 (100.0)	
荏原冷熱システム(中国) 有限公司	中国 山東省	1,888	風水力事業	100.0 (40.0)	・役員2名兼任
青島荏原環境設備有限公司	中国 山東省	3,150	環境プラント事 業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社が製成品を購入
Ebara Technologies Inc.	米国 カリフォルニア州	千米ドル 44,560	精密・電子事業	100.0 (100.0)	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス ・当社が資金を借入
上海荏原精密機械有限公司	中国 上海市	495	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Inc.	韓国 平沢市	百万ウォン 5,410	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
台湾荏原精密股份有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 330,000	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
合肥荏原精密機械有限公司 (注) 7	中国 安徽省	千中国元 94,800	精密・電子事業	100.0	
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	千ユーロ 11,145	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara America Corporation	米国 カリフォルニア州	千米ドル 42,473	その他	100.0	・役員1名兼任
(持分法適用の関連会社) 水 i n g 株	東京都港区	5,500	環境プラント事 業	33.3	・役員1名兼任 ・当社が土地及び建物を賃貸

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。
2 議決権の所有割合における()内は、内数で間接所有割合です。
3 特定子会社に該当しています。
4 荏原環境プラント株は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超えています。その主要な損益情報等は、以下のとおりです。

売上高(内部取引高含む)	57,348百万円
経常利益	5,883百万円
当期純利益	4,129百万円
純資産額	19,019百万円
総資産額	38,366百万円

- 5 Thebe Bombas Hidráulicas LTDA（当連結会計年度において、Thebe Bombas Hidráulicas S.A.より商号変更）は、連結子会社であるEbara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。なお、Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.は、EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.に商号を変更しています。
- 6 株荏原金属は、清算終了のため、連結の範囲から除外しています。
- 7 合肥荏原精密機械有限公司は、当連結会計年度において新たに設立され、資本金の払込みは完了していないため、払込予定総額を記載しています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	10,972
環境プラント事業	2,588
精密・電子事業	2,260
報告セグメント計	15,820
その他・共通部門	736
合計	16,556

(注) 従業員数は就業人員数です。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,921	43.7	17.3	7,812,030

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	2,450
環境プラント事業	8
精密・電子事業	909
報告セグメント計	3,367
その他・共通部門	554
合計	3,921

(注) 1 従業員数は就業人員数です。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び国内連結子会社には以下の労働組合があり、会社との間に特記すべき事項はありません。

会社名	労働組合名	所属従業員数(名)	所属団体
㈱荏原製作所	荏原合同労働組合	2,074	無所属
㈱荏原エリオット	荏原合同労働組合	194	無所属
㈱荏原風力機械	荏原風力機械労働組合	207	産業別労働組合JAM
㈱荏原フィールドテック	荏原フィールドテック労働組合	93	無所属

(注) 上記のほか、海外連結子会社従業員の中には、産業別等外部労働組合に直接加入している者がいますが、会社との間に特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」ことを企業理念としています。社会に安全・安心と快適さを届けるための製品を提供し、それが最も効率よく使われるためのサービスとサポートを提供し続けることによって、企業としての価値を向上させていきます。

(2) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

＜中長期的な会社の経営戦略＞

当社グループでは、2017年度から2019年度を計画対象期間とする中期経営計画「E-Plan2019」を策定しました。特に風水力事業の収益性改善が不十分であったという前中期経営計画の総括を踏まえ、当該期間においては、E-Plan2019完了時に世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカーへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践する期間と位置づけています。

E-Plan2019では、グループ基本方針として以下の5つを策定しました。

1. 当社グループの収益基盤を市況変動によらない強固なものとし、さらなる成長を図ります。
 - 1) グローバル市場において安定的な成長と収益が期待できる事業は、着実な成長と収益性改善を図ります。
 - 2) 市況変動の影響を大きく受ける事業は、市況の底においても安定して収益を計上できる事業構造に変革します。
2. 全自動化工場を核として生産プロセスと業務プロセスの刷新を図り、製品競争力強化と収益性改善を実現します。
 - 1) IoT、AI、ロボティクス技術の導入を拡大し、E-Plan2019期間中に、標準ポンプ事業と精密・電子事業において、生産効率を画期的に高め全自動化された生産工場を立ち上げ、さらには生産工場を核として販売、サプライチェーン、サービス&サポート(S&S)等の業務プロセスを革新します。
 - 2) 既存機種との絞り込みを進めたいえで、設計・生産・サプライチェーンを根本から見直すことにより、製品リードタイム短縮と製造原価低減を実現します。
 - 3) 従来の業務プロセスを見直し、受注、生産、販売、S&Sが一体となった事業運営と業務システムの刷新を図ることにより、業務効率を大幅に改善し、固定費の圧縮を図ります。
 - 4) 新製品は、ターゲット市場を明確にしたうえで顧客ニーズを確実に反映し、革新した生産プロセスを活用して迅速に市場投入します。
3. 収益性の改善と安定化のためにS&S事業を拡大します。
 - 1) S&S事業の拡大のために、サービス拠点の拡充と拠点機能の強化を進めるとともに、IoT、AI等の新技術を取り入れた新サービスの開発と市場投入を行います。
 - 2) 特に市況変動の影響を大きく受ける事業においては、売上高・営業利益におけるS&S事業の比率を高めることにより、収益性の改善と安定化を図ります。
4. 安定した成長と収益が期待できる事業においては、海外市場シェア向上と製品ラインナップ拡充を目的として、市況変動の影響を大きく受ける事業においては、S&S事業の領域拡大を目的として、M&Aを有効な手段として活用します。
5. 各事業のグローバル展開を支えるため、コーポレートの戦略的機能を強化するとともに、全グループにおいて定常的な業務の集約・効率化を図ります。

<目標とする経営指標>

当計画では投下資本利益率（ROIC）、各事業における売上高営業利益率を経営指標としています。最終年度における目標値は以下のとおりです。

ROIC		8.0%以上
売上高営業利益率	グループ全体	9.0%以上
	風水力事業	8.5%以上
	ポンプ事業	8.0%以上
	コンプレッサ・タービン事業	11.0%以上
	冷熱事業	7.0%以上
	環境プラント事業	11.0%以上
	精密・電子事業	12.0%以上

(注) 1 ROIC = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ {有利子負債（期首期末平均）+自己資本（期首期末平均）}
 2 5,000億円以上の売上高を前提とする

(3) 経営環境

中期経営計画「E-Plan2019」を策定する上で前提とした経営環境は以下のとおりです。

当社製品はいずれも世界各国のGDP 成長、経済発展による生活レベルの向上により需要が確実に拡大する製品です。従って、世界経済の影響により短期的には市場が変動する可能性はありますが、長期的には各事業において成長が望めると想定しています。

そのような中で、各事業の市場成長に一定のリスクを織り込み、売上規模拡大に依存しない計画を策定し実行します。

なお、当連結会計年度における経営環境については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（経営成績等の状況の概要）（1）経営成績の状況」をご参照ください。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループは、2019年度を目標年度とする3か年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

また、当社グループはその実践に向け、人事制度、組織、働き方改革を含む企業風土改革を実行していきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 市場環境

当社グループが事業を展開している市場は競争が激しく、当社グループの製品及びサービスに対する価格低下の圧力が当社グループの業績を悪化させる可能性があります。また、風水力事業では主力のポンプ事業及びコンプレッサ・タービン事業において石油・ガス市場での石油・ガスの需要・供給バランスや価格の変動が同事業の収益性を悪化させる可能性があります。環境プラント事業では公共事業割合が高く公共事業費支出動向の影響を受けることがあり、精密・電子事業では半導体市場における顧客の設備投資の動向に大きく影響を受けることがあります。

(2) 追加コストの発生及び海外事業

当社グループは、国内外において機械・プラントの設計・製作、据付・施工等を行っていますが、これらの中には技術的難易度が高いものが含まれ、不適合や所定の能力への到達期間が長期化すること等により追加コストが発生する可能性があります。また、海外事業にはカントリーリスク等国内と異なる事業環境に伴うリスクがあり、海外グループ会社及びその従業員のコンプライアンスには困難が伴う場合があります。これらのリスクに対する管理は万全を期していますが、適切に対処できない場合には当社グループの業績や社会的信用等に影響を与える可能性があります。

(3) 事業再編等

当社グループは不断に経営基盤の強化に取り組んでおり、不採算事業からの撤退や関係会社の整理等の事業再編を行うことがあります。かかる事業再編が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 為替リスク

海外における事業活動に係る外貨建取引及び外貨建資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されています。これらは換算時の為替レートの変動により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 金利変動及び資金調達に関するリスク

当社グループの有利子負債に係わる金利の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループが借入契約の財務制限条項に抵触した場合は、金利の上昇を請求されたり期限の利益を喪失したりする可能性があり、当社の格下げや市場の混乱といった事態が生じた場合は、当社グループの借入コストや資金調達能力に影響を与える可能性があります。

(6) 災害や社会インフラの障害発生にかかる影響

当社グループの事業所が、大規模な台風、地震等の自然災害に見舞われた場合は操業に支障を来すことがあり、また、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には事業活動の停止や制約等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、将来の課税所得見込額から回収可能性を判定し、回収が不確実と考えられる部分（回収懸念額）に対しては評価性引当額を計上しています。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積に影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、純損益額が変動する可能性があります。また、税制の改正等により純損益額が変動する可能性があります。

(8) 資材調達

当社グループは製造や建設等のために部品・資材・工事の調達を行っており、市況の変動による影響を受けます。素材価格又は工事費の高騰は当社グループの調達コストの増加につながり、業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制

当社グループは国内外で事業を展開しており、許認可、製造物責任、貿易、租税、競争、汚職、知的財産、環境、労務等に関する各国の法的規制を受けているため、当社グループがかかる法的規制に違反した場合、当社グループの業績及び社会的信用等に影響を与える可能性があります。また、法令の制定、改廃等により計画の前提条件が変更になる場合があります。それらの前提条件の変更が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 輸出債権回収リスク

当社グループは世界各国へ製品を輸出していますが、国際的な協調政策や地域政情変動等の政治要因により輸出債権の回収不能が見込まれる恐れがあります。回収不能が発生する場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 退職給付債務

退職給付制度に関する費用負担の変動（年金資産の時価や運用利回りの変動等）が、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の変動が、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 訴訟その他の紛争に関するリスク

当社グループの事業活動において、製造物責任、知的財産、環境保全、労務問題等に関し訴訟を提起されたり訴訟を提起する場合があります。また、当社グループの製品による知的財産権の侵害を理由に製品供給先から訴訟提起等をされる場合があります。これらの動向によっては当社グループの業績及び社会的信用等に影響を与える可能性があります。

(13) 岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争について

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起され、その訴状を2019年2月26日に受領しました。今後の事態の進展によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績の状況

当社は、事業のグローバル化が進展する中、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適正化を図るため、前連結会計年度より当社及び従来3月決算であった連結子会社の決算日を3月31日から12月31日に変更し、当社と連結子会社の決算日を12月31日に統一しました。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。(前年度同一期間とは、当連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日)に対応する期間(2017年1月1日から2017年12月31日)を指します。)

(単位：百万円)

	前年度同一期間	当連結会計年度	増減額	増減率 (%)
受注高	506,082	575,576	69,494	13.7
売上高	507,809	509,175	1,366	0.3
営業利益	36,649	32,482	△4,167	△11.4
売上高営業利益率 (%)	7.2	6.4	—	—
経常利益	35,481	31,281	△4,200	△11.8
親会社株主に帰属する 当期純利益	22,785	18,262	△4,523	△19.9
1株当たり当期純利益 (円)	224.35	179.94	△44.41	—

当連結会計年度における世界経済は、中国景気の減速や米国の通商問題を巡る影響により下振れリスクが顕在化したものの、全体としては緩やかに回復しました。当社の事業環境においても、通商問題、原油価格の低迷、半導体メモリーメーカーの投資延期といった懸念事項がありましたが、石油化学産業では投資水準の回復が継続し、半導体産業においても比較的高い投資水準が維持されました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業のいずれも前年度同一期間を上回りました。売上高は、環境プラント事業が減少したものの、風水力事業と精密・電子事業の増加により、前年度同一期間を上回りました。営業利益は、主に風水力事業の減少により前年度同一期間を下回りました。

当連結会計年度における売上高は5,091億75百万円(前年度同一期間比0.3%増)、営業利益は324億82百万円(前年度同一期間比11.4%減)、経常利益は312億81百万円(前年度同一期間比11.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失の計上などにより182億62百万円(前年度同一期間比19.9%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

セグメント	受注高			売上高			セグメント損益		
	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)
風水力	308,958	326,278	5.6	304,167	308,999	1.6	14,145	8,747	△38.2
環境 プラント	65,134	106,987	64.3	69,973	62,812	△10.2	4,950	4,904	△0.9
精密・電子	130,338	140,654	7.9	132,015	135,709	2.8	17,420	18,567	6.6
報告セグメント計	504,431	573,921	13.8	506,156	507,520	0.3	36,517	32,220	△11.8
その他	1,650	1,655	0.3	1,652	1,655	0.2	132	291	119.9
調整額	—	—	—	—	—	—	△0	△29	—
合計	506,082	575,576	13.7	507,809	509,175	0.3	36,649	32,482	△11.4

《セグメント別の事業環境と事業概況》

セグメント		2018年12月期の事業環境	2018年12月期の事業概況と受注高の増減率 (注) 1
風水力	ポンプ	<p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・ガス市場では、原油価格が上昇傾向にあり、引合いが増加してきている。特に中国で高い需要が見られる。 水インフラ市場は回復傾向にあり、中東、中国、東南アジアで需要が増加傾向にある。 電力市場はCO2排出規制の影響を受けて石炭火力が低調。 <p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築着工棟数は前年度同一期間並みで推移。 社会インフラの更新・補修に対する投資は、前年度同一期間を下回る。 	<p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・ガス関連の受注は前年度同一期間を上回る。 水インフラの受注は前年度同一期間を上回る。 電力関連の受注は前年度同一期間並み。 <p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備向けの受注は前年度同一期間を上回る。 公共向けの受注は前年度同一期間を下回る。
	コンプレッサ・タービン	<ul style="list-style-type: none"> 新規製品市場規模は回復傾向にあるが、大型プロジェクト案件では厳しい価格競争が継続。中国とインドでは投資が増加し、中東も活況。アメリカではシェールガスやエチレン関連の投資が増加してきている。 サービス市場は、部品案件と改造案件を中心に堅調を維持している。特にインド、中東を中心として動きが活性化している。 LNG市場(クライオポンプ)は回復傾向で、価格競争は厳しいもののアジア市場が活況。延期されていたLNG船向け案件において、設備投資実施の決定に向けた動きが出てきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注を狙う案件で発注時期の遅れがあるものの、中国・インド・アメリカ・中東を中心に新規製品の市場環境は回復しており受注は前年度同一期間を上回る。 改造、修理、部品案件が堅調で、サービス分野の受注は前年度同一期間を上回る。
	冷熱	<ul style="list-style-type: none"> 国内市況は前年度同一期間並み。 中国市況の鈍化傾向は変わらず、厳しい競争環境が継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の受注は前年度同一期間並み。 市況は厳しいが、自助努力により中国の受注は前年度同一期間を上回る。
環境プラント (注) 2	<ul style="list-style-type: none"> 公共向け廃棄物処理施設のEPCの発注量は、主に発注スケジュールの延期により前年度同一期間を下回る。 既存施設のO&Mの発注量は例年どおり推移。 民間企業での木質系バイオマス燃料を用いた発電施設の建設需要は継続。 	<ul style="list-style-type: none"> DBO案件、長期包括案件及び延命化等の公共向け案件は堅調に推移し、加えて民間企業向けバイオマス発電施設建設工事を受注したため、前年度同一期間を大幅に上回る。 <p><大型案件の受注状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共向け廃棄物処理施設のDBO案件 (1件) 公共向け廃棄物処理施設の長期包括案件 (3件) 公共向け廃棄物処理施設の延命化案件 (6件) バイオマス発電施設の建設 (1件) 	
精密・電子	<ul style="list-style-type: none"> 半導体関連の設備投資額は依然として高水準が続く。 メモリ関連の設備投資が活況。 	<ul style="list-style-type: none"> メモリ、ロジックともに好調であり、特にアジアの設備投資が活発。 	

(注) 1. 矢印は受注高の前期比の増減率を示しています。

+5%以上の場合は 、△5%以下の場合は 、±5%の範囲内の場合は  で表しています。

2. EPC (Engineering, Procurement, Construction) …プラントの設計・調達・建設

O&M (Operation & Maintenance) ……プラントの運転管理・メンテナンス

DBO (Design, Build, Operate) ……プラントの設計・調達・建設に加え、建設後の運転管理・メンテナンスを一定期間請け負う。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産は5,915億92百万円（前年度末比213億26百万円減）、負債総額は3,048億14百万円（前年度末比233億16百万円減）、純資産は2,867億78百万円（前年度末比19億89百万円増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月決算となります。このため、前年度比については記載していません。

営業活動によるキャッシュ・フローは、堅調な営業利益に支えられ、346億10百万円の収入超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出185億70百万円、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入55億68百万円などにより、159億27百万円の支出超過となりました。

営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、186億82百万円の収入超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金及び長期借入金が純額で242億70百万円減少したこと、社債の償還による支出100億円、自己株式の取得による支出50億8百万円、配当金を45億75百万円支払ったことなどにより、464億12百万円の支出超過となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前年度末から285億46百万円減少し、1,105億56百万円となりました。

(生産、受注及び販売の状況)

前連結会計年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月決算となっています。

下記の前年度同一期間比(%)は、前年度同一期間の実績と当期実績を比較した増減率です。（前年度同一期間とは、当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日）に対応する期間（2017年1月1日から2017年12月31日）を指します。）

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年度同一期間比(%)
報告セグメント		
風水力事業	297,363	0.4
環境プラント事業	18,036	△21.9
精密・電子事業	111,986	13.7
報告セグメント計	427,387	2.3
その他	—	—
合計	427,387	2.3

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年度同一期間比(%)	受注残高(百万円)	前期末比(%)
報告セグメント				
風水力事業	326,278	5.6	209,399	7.9
環境プラント事業	106,987	64.3	214,319	25.8
精密・電子事業	140,654	7.9	35,339	14.6
報告セグメント計	573,921	13.8	459,059	16.1
その他	1,655	0.3	0	28.3
合計	575,576	13.7	459,060	16.1

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年度同一期間比(%)
報告セグメント		
風水力事業	308,999	1.6
環境プラント事業	62,812	△10.2
精密・電子事業	135,709	2.8
報告セグメント計	507,520	0.3
その他	1,655	0.2
合計	509,175	0.3

(注) 上記(1)から(3)の金額は、いずれも販売価格によっており、消費税等は含まれていません。また、セグメント間取引消去後の金額です。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績に関する分析

前連結会計年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月決算となります。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。(前年度同一期間とは、当連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日)に対応する期間(2017年1月1日から2017年12月31日)を指します。)

売上高は、主に風水力事業と精密・電子事業の増加により、前年度同一期間比で13億66百万円増加して5,091億75百万円となりました。

売上原価は3,760億21百万円、売上原価率は73.8%となり、売上総利益は1,331億54百万円となりました。販売費及び一般管理費は1,006億72百万円、営業利益は前年度同一期間比で41億67百万円減少して324億82百万円となりました。

営業外損益の純額は、支払利息15億17百万円を計上したことなどにより、12億1百万円のマイナスとなりました。その結果、経常利益は前年度同一期間比で42億円減少して312億81百万円となりました。

特別損益の純額は、減損損失26億27百万円を計上したことなどにより、39億78百万円のマイナスとなりました。その結果、税金等調整前当期純利益は、273億3百万円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額が76億17百万円になったほか、非支配株主に帰属する当期純利益は14億23百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度同一期間比で45億23百万円減少して182億62百万円となりました。

セグメントごとの経営成績については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (経営成績等の状況の概要) (1) 経営成績の状況」に記載のとおりです。

また、当社グループは、投下資本利益率(ROIC)、全社及び各報告セグメント別の売上高営業利益率を経営指標としています。当連結会計年度の実績は以下のとおりです。

(ROIC)

当連結会計年度	中期経営計画「E-Plan2019」目標
4.9%	8.0%以上

(売上高営業利益)

	当連結会計年度	中期経営計画 「E-Plan2019」目標
グループ全体	6.4%	9.0%以上
風水力事業	2.8%	8.5%以上
ポンプ事業	3.5%	8.0%以上
コンプレッサ・タービン事業	2.2%	11.0%以上
冷熱事業	1.2%	7.0%以上
環境プラント事業	7.8%	11.0%以上
精密・電子事業	13.7%	12.0%以上

(2) 財政状態に関する分析

① 資産

当連結会計年度末における資産総額は、前年度末に比べて、受取手形及び売掛金が75億97百万円、原材料及び貯蔵品が53億78百万円、仕掛品が48億52百万円増加した一方、現金及び預金が278億65百万円、投資その他の資産その他が74億65百万円減少したことなどにより、213億26百万円減少し、5,915億92百万円となりました。

セグメントごとでは、風水力事業は3,040億61百万円（14億63百万円減）、環境プラント事業は460億22百万円（25億7百万円減）、精密・電子事業は1,311億72百万円（203億23百万円増）、その他は254億99百万円（50億40百万円減）となりました。

② 負債

当連結会計年度末における負債総額は、前年度末に比べて電子記録債務が49億85百万円、支払手形及び買掛金が15億64百万円増加した一方、1年内償還予定の社債が100億円、短期借入金が237億3百万円減少したことなどにより、233億16百万円減少し、3,048億14百万円となりました。

③ 純資産

当連結会計年度末における純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益を182億62百万円計上した一方、自己株式の取得50億8百万円、配当金の支払い45億75百万円、為替換算調整勘定の減少38億54百万円、その他有価証券評価差額金の減少21億82百万円などにより19億89百万円増加し、2,867億78百万円となりました。自己資本は2,796億40百万円で、自己資本比率は47.3%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されています。連結財務諸表の作成にあたり、期末時点の状況をもとに、種々の見積りと仮定を行っていますが、それらは連結財務諸表、偶発債務に影響を及ぼします。連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる項目・事象は以下のとおりです。

① 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

② 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率、年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて計算しています。割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の安全性の高い長期債利回りを参考に決定し、また、年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として設定しています。割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付費用に影響を与える可能性があります。

③ 完成工事補償引当金

完成工事高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、完成工事補償引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった完成工事の不具合による補償義務の発生や、引当の額を超えて補償費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の補償費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

④ 製品保証引当金

製品売上高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、製品保証引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による保証義務の発生や、引当の額を超えて保証費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の保証費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

⑤ 工事損失引当金

工事契約について、未引渡工事のうち損失の発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることが出来る工事については、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しています。

技術的難易度の高い長期請負工事や海外でのカンントリー・リスク等のある工事等において、工事の進行に伴い見積りを超えた原価が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

① 資本の財源

財務基盤の強化については、収益力及び資産効率の向上によることを基本としています。当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローは346億10百万円の収入超過、投資活動によるキャッシュ・フローについては159億27百万円の支出超過となり、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、186億82百万円の収入超過となりました。

また、当連結会計年度末において、有利子負債残高は791億37百万円（短期有利子負債474億73百万円、長期有利子負債316億63百万円）で、前年度末の有利子負債残高1,145億92百万円からは354億55百万円減少しました。

② 資金の流動性管理

資金の流動性については、事業規模に応じた現金及び現金同等物の適正額を維持することとしています。また、金融上のリスクに対応するため主要取引銀行とコミットメントライン契約等を締結することで手許流動性を確保しています。なお、グループ内の資金効率を高めるため、余資は当社に集中し、不足するグループ会社に配分する制度を運用しています。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,105億56百万円であり、金融機関との間で当座貸越契約50億円、コミットメントライン450億円の契約を締結しています。これら契約に基づく当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額500億円に対し、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(5) 今後の見通し

世界経済では米中貿易摩擦、原油価格の低迷、半導体産業の設備投資調整といった減速懸念材料があり、当社事業の外部環境においても一時的な調整局面を迎える可能性があります。しかしながら、長期的に拡大していく最終製品需要に牽引され、当社事業環境は底堅く推移することを見込んでいます。

《事業環境の見通し》

セグメント		事業環境
風水力	ポンプ	<p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油・ガス市場では、設備投資が緩やかに回復。 ・電力市場では、大型石炭火力市場が縮小。 ・水インフラ市場は、特に中東、中国、東南アジアを中心に需要が堅調。 ・肥料市場では、インドを中心としたアジアやロシア等で需要が堅調。 <p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備向け市場では、再開発工事関連の引合いが堅調。 ・公共向けは自然災害に対する事前防災対策や社会インフラの老朽化対策が推進されることにより堅調に推移。
	コンプレッサ・タービン	<ul style="list-style-type: none"> ・原油価格は回復傾向にあり、石油化学・石油精製プラント向け新規製品市場は回復傾向だが、顧客が投資に対する慎重な姿勢を継続しているため、石油・ガス市場全体としては活況時と比較すると依然として低調で、厳しい競争は継続する見込み。 ・サービス分野では、顕著な市場規模拡大は見られないが、改造案件が顕在化してきている。
	冷熱	<ul style="list-style-type: none"> ・国内は更新需要を中心に堅調。 ・中国は市況の回復に強さは見られない。
環境プラント		<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度公共向け廃棄物処理施設の新規建設需要は、発注スケジュールの延期等により前年度を下回る発注量であったが、この影響で2019年度の発注量は例年を上回る見込み。 ・既存施設のO&Mの需要は例年並みの見込み。 ・民間企業での木質バイオマス発電施設や廃プラスチック等を処理する産業廃棄物処理施設の建設需要は継続する見込み。
精密・電子		<ul style="list-style-type: none"> ・半導体設備投資水準は高いものの、好調だったメモリ関連の投資を含め、前年度同一期間比では一時的に減速する見込み。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

記載すべき重要な契約はありません。

(2) 技術供与契約

記載すべき重要な契約はありません。

(3) 業務提携契約

記載すべき重要な契約はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、①事業の根幹を支える共通基盤技術、その融合による製品コア技術の研究開発、②中長期的展望に基づいた技術シーズの探索と実用化、③現有技術の拡張展開、新技術の実用化・新製品応用のための研究開発、④既存製品の高付加価値化のための研究開発に区分されます。①と②は2014年4月から活動を開始したコーポレート研究開発組織を中心に、カンパニーと密接に連携を取り、大学等の外部研究機関との共同研究も積極的に活用して進めました。さらに特徴のある技術を有する中小企業との連携を発展させ、研究開発に係わる試作機能を強化しました。また、③と④については個別の事業部門及びグループ各社が主体となって実施しました。これらのいずれにも区分されない新規領域推進のために運用を開始したEIX(Ebara Innovation for X)制度を活用し、プロセスイノベーション等への取り組みと成果の利用を加速し進めています。当連結会計年度の研究開発費は106億98百万円です。

セグメントごとの研究開発活動の状況は、以下のとおりです。

(風水力事業)

風水力事業分野では、中長期的に成長の持続が期待される、水インフラ、エネルギー（石油・ガス、電力）、建築設備分野などのグローバル市場向け製品に関し、海外グループ会社との連携強化を含め、ラインナップ拡充や製品力強化に取り組んでいます。標準ポンプでは、省エネ・省資源・環境負荷低減を指向した製品群の開発を継続して進めています。カスタムポンプでは、エネルギー分野において省エネ・省資源化製品を市場投入すると共に、水インフラ分野においてゲリラ豪雨等による降水量増加に対応すべく、既設の排水機場の排水性能を増強できる技術（ポンプラス）を市場投入しました。冷凍機分野では、環境負荷低減化の要望の高まりに応えるために、従来のフロン冷媒に替わる、地球温暖化係数が小さい冷媒を用いた新製品を開発し、市場投入を行いました。基盤技術に関しては、「数値シミュレーションと新しい最適化手法の導入などによる開発スループットの一層の向上とプロセスの標準化」、「実験基盤技術の拡充」、「製品性能や信頼性の向上に寄与する“制振・制御技術”、“材料技術”、“製品ライフサイクルを支えるIoT技術”の開発・応用”などについて継続して取り組みました。当連結会計年度の研究開発費は50億45百万円です。

(環境プラント事業)

環境プラント事業分野では、廃棄物処理施設の建設工事（EPC）から施設運営・維持管理（O&M）までを長期的に一括して行うDBO事業、既存施設の延命化を提案する延命化事業、既存施設のO&Mを長期にわたり運営委託を受ける長期包括事業に取り組んでおり、これまで以上に提案力や、品質、コスト競争力強化が求められています。これらの状況を踏まえ、施設更新に伴う機能強化、ライフサイクルコスト低減を可能とする新技術・新製品開発、保守運営技術の改良開発に加え、これらを支えるAIやIoT技術の活用を推進しています。また、再生可能エネルギーの1つとしてのバイオマス、廃プラスチックなどを燃料とする発電施設の需要を見込み、発電効率や運転の安定性を向上するための要素技術の開発に取り組んでいます。当連結会計年度の研究開発費は4億96百万円です。

(精密・電子事業)

精密・電子事業分野では、半導体デバイス製造プロセス用装置において、チップの微細化や3次元集積化だけでなく、重要度が増している新しいパッケージング技術などの開発要求やIoT分野などの新しい市場を見据えた技術開発要求に対応できるよう、装置の改良・改善及び新機種の開発に取り組んでいます。コンポーネント製品においては、更なる省エネ化及び環境負荷低減に貢献できる製品の開発に取り組んでいます。また、顧客との共同開発・コンソーシアムへの参画、さらには各大学との共同研究などを通して、次世代半導体プロセス技術における研究も継続しています。当連結会計年度の研究開発費は51億56百万円です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に193億64百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含まれています。

各セグメントの主な設備投資は、以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

(風水力事業)

生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行い、実施した設備投資の金額は106億45百万円です。

(環境プラント事業)

情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は7億88百万円です。

(精密・電子事業)

生産能力増強を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は67億40百万円です。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	6,671	1,897	2,671 (163)	2	137	11,380	484
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ、冷熱機械等 の生産設備	1,500	2,301	589 (196)	—	318	4,710	442
袖ヶ浦事業所 (千葉県袖ヶ浦市)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	1,368	142	3,116 (200)	—	1	4,629	18
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子 事業	半導体製造装置、真 空ポンプ等の生産及 び開発設備	4,294	3,355	259 (103)	83	1,405	9,399	778
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子 事業	半導体製造装置等の 生産設備	5,888	606	1,740 (142)	—	103	8,338	131
本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、 事務棟等	8,019	871	1,833 (14)	579	832	12,136	385

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱荏原エリオット (千葉県袖ヶ浦市) (注) 3	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	296	2,032	— (—)	85	70	2,484	442
荏原冷熱システム㈱ (神奈川県藤沢市) (注) 3	風水力事業	冷熱機械等の 生産設備	105	438	— (—)	3	71	620	151
㈱荏原風力機械 (三重県鈴鹿市)	風水力事業	送風機等の生産設備	394	295	109 (60)	—	66	866	152

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

3 当社が土地・建物等を賃貸しています。

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
Ebara Pumps Europe S.p.A. (イタリア) (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千ユーロ 2,139	千ユーロ 13,789	千ユーロ 307 (24) [45]	千ユーロ -	千ユーロ 468	千ユーロ 16,705	570
嘉利特荏原ポンプ業 有限公司 * (中国) (注) 4	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 46,914	千中国元 29,544	千中国元 - [95]	千中国元 -	千中国元 9,973	千中国元 86,432	397
荏原機械シ博有限公 司 (中国) (注) 4	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 31,589	千中国元 32,500	千中国元 - [59]	千中国元 -	千中国元 4,838	千中国元 68,928	449
Ebara Vietnam Pump Company Limited (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	百万ベト ナムドン 204,068	百万ベト ナムドン 83,683	百万ベト ナムドン - [12]	百万ベト ナムドン -	百万ベト ナムドン -	百万ベト ナムドン 287,751	156
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	千米ドル 43,195	千米ドル 60,268	千米ドル 1,978 (482)	千米ドル 7,916	千米ドル 9,527	千米ドル 122,886	1,249
台湾荏原精密股份有 限公司 (台湾)	精密・電子 事業	真空ポンプ・CMP装 置等の生産設備	千台湾 ドル 183,713	千台湾 ドル 40,086	千台湾 ドル 152,310 (7)	千台湾 ドル -	千台湾 ドル 10,457	千台湾 ドル 386,567	269
青島荏原環境設備有 限公司 (中国) (注) 4	環境プラ ント事業	製品の溶接設備等	千中国元 29,084	千中国元 22,304	千中国元 - [118]	千中国元 -	千中国元 -	千中国元 51,389	404

*ポンプの中国語表記は石の下に水です。

- (注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。
3 連結会社以外の者から賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。
4 土地使用権に係る面積については、[]で記載しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名事業所名等 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
提出会社 富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	357	自己資金等	2019年1月	2019年12月
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ、冷熱機械等の生産設備	4,942	自己資金等	2019年1月	2019年12月
㈱荏原エリオット (千葉県袖ヶ浦市)	風水力事業	コンプレッサ・タービン等の生産設備	544	自己資金等	2019年1月	2019年12月
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・タービン等の生産設備	千米ドル 11,632	自己資金等	2019年1月	2019年12月
提出会社 藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子事業	半導体製造装置、真空ポンプ等の生産設備	21,372	自己資金等	2019年1月	2019年12月
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子事業	半導体製造装置等の生産設備	174	自己資金等	2019年1月	2019年12月
提出会社 本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、事務棟等	4,802	自己資金等	2019年1月	2019年12月

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 主として需要者より個別の注文に応じ、型式、能力等、それぞれ異なる製品を生産しており、上記設備の増設に係る生産能力の算定は困難であるため、記載を省略しています。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	101,957,853	101,986,653	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	101,957,853	101,986,653	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2019年3月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

なお、2016年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行いました。また、2016年5月11日開催の取締役会決議により2016年10月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更しています。これによりイからトに記載の新株予約権について「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を発行要領に従い調整しています。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

イ 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2009年10月19日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役9名、当社執行役員23名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	182 (注) 1	182 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,400 (注) 1	普通株式 36,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,706 資本組入額 853 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、普通株式200株とする。
ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,705円）を合算している。なお、各取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が2009年7月1日以後に新たに取締役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合（2009年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
(4) 上記(2)及び(3)の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
(5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
(7) 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

ロ 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2010年9月13日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社執行役員4名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	3 (注)1	3 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 600 (注)1	普通株式 600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,716 資本組入額 858 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。
ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,715円）を合算している。なお各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率(ROE)（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が2010年7月1日以後に新たに執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合（2010年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
(4) 上記(2)及び(3)計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
(5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

ハ 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2011年9月12日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役8名、当社執行役員23名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	609 (注) 1	590 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 121,800 (注) 1	普通株式 118,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 613 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,225円）を合算している。なお各取締役又は各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再

編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

ニ 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2012年9月10日決議 (付与対象者の区分及び、人数：社外取締役を除く当社取締役4名、当社執行役員4名、 子会社取締役及び執行役員10名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	172 (注)1	126 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 34,400 (注)1	普通株式 25,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,441 資本組入額 720.5 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,440円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た個数(1個未満の端数は切り捨てる。)のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再

編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

ホ 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2013年9月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役5名、当社執行役員4名、 子会社取締役及び執行役員7名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	125 (注)1	105 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 25,000 (注)1	普通株式 21,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,601 資本組入額 1,300.5 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,600円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た個数(1個未満の端数は切り捨てる。)のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再

編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

へ 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2014年9月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役8名、当社執行役員19名、 子会社取締役及び執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数(個)	830 (注) 1	780 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 166,000 (注) 1	普通株式 156,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,066 資本組入額 1,533 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり3,065円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である7.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

ト 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2015年9月8日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名、当社執行役員12名、 当社執行役員3名、子会社取締役及び執行役員5名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数（個）	268 (注) 1	259 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 53,600 (注) 1	普通株式 51,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,996 資本組入額 998 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,995円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
 (4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
 ①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
 （業績達成条件）
 最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数

(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)

割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約の定めるところによる。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

チ 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2016年9月13日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名、当社執行役4名、 当社執行役員1名、子会社取締役及び執行役員5名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数（個）	150 (注) 1	150 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 30,000 (注) 1	普通株式 30,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,749 資本組入額 1,374.5 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合*を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

*2016年10月1日を効力発生日とする当社普通株式の株式併合はこれに含まれない。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり2,748円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最終年度）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
(4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。

①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合

(業績達成条件)

最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数

(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

リ 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2017年9月11日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）10名、当社執行役12名、 当社オフィサー・参与19名、子会社取締役及びオフィサー・参与10名)		
	事業年度末現在 (2018年12月31日)	提出日の前月末現在 (2019年2月28日)
新株予約権の数（個）	737 (注) 1	737 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 73,700 (注) 1	普通株式 73,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2032年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,454 資本組入額 1,727 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり3,453円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又はオフィサー・参与のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最終年度）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
 (4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
 ①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合
 (業績達成条件)
 最終年度に係る当社の達成業績が目標業績に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。
 ただし、新株予約権者が2017年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権

(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注) 1、2	456,195	465,644,024	71	68,697	71	72,625
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注) 1、2	400,572	466,044,596	63	68,760	63	72,688
2016年4月1日～ 2016年9月30日 (注) 1、2	84,896	466,129,492	13	68,774	13	72,702
2016年10月1日 (注) 3	△372,903,594	93,225,898	—	68,774	—	72,702
2016年10月1日～ 2017年3月31日 (注) 1、2	8,510,155	101,736,053	9,990	78,764	9,990	82,693
2017年4月1日～ 2017年12月31日 (注) 1	47,200	101,783,253	50	78,815	50	82,744
2018年1月1日～ 2018年5月7日 (注) 1	27,800	101,811,053	24	78,840	24	82,768
2018年5月8日 (注) 4	104,600	101,915,653	194	79,034	194	82,962
2018年5月9日～ 2018年12月31日 (注) 1	42,200	101,957,853	32	79,066	32	82,995

- (注) 1 新株予約権（ストック・オプション）の行使による増加です。
 2 新株予約権（転換社債型新株予約権付社債）の行使による増加です。
 3 2016年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合し、発行可能株式総数を10億株から2億株に変更）を行ったことによる減少です。
 4 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。
 発行価格 3,715円
 資本組入額 1,857.5円
 割当先 当社の取締役10名、当社の執行役員12名、当社従業員の一部22名、当社子会社取締役の一部5名、当社子会社従業員の一部4名
 5 2019年1月1日から2019年2月28日までの間に、新株予約権（ストック・オプション）の行使により、発行済株式総数が28千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ31百万円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	66	42	326	335	22	18,694	19,485	—
所有株式数 (単元)	—	377,132	38,373	37,778	428,304	646	135,786	1,018,019	155,953
所有株式数 の割合(%)	—	37.05	3.77	3.71	42.07	0.06	13.34	100.00	—

- (注) 1 自己株式1,933,423株は、「個人その他」に19,334単元及び「単元未満株式の状況」に23株含まれています。
 2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,347	10.3
いちごトラスト・ピーティーイー・リミ テッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1 North Bridge Road, 06-08 High Street Centre, Singapore 179094 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,961	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,536	6.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	225 Liberty Street, New York, New York, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	4,189	4.2
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号 JA共済ビル	2,054	2.1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,000	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,737	1.7
HSBC TRINKAUS AND BURKHARDT AG RE: DE-CLTS A/C RE AIF (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	Koenigsallee 21-23, 40212 Duesseldorf, Germany (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,651	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,537	1.5
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5jp, U.K. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	1,527	1.5
計	—	39,544	39.5

1 当社は、自己株式を1,933千株保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2 2018年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者1名が2018年10月15日現在で6,731千株(株券等保有割合6.60%)を所有している旨の記載がされているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式分(2,000千株)以外については、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,000	1.96
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,731	4.64

- 3 2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者4名が2018年4月9日現在で6,849千株（株券等保有割合6.73%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,425	1.40
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,851	3.78
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1,039	1.02
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	151	0.15
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11	381	0.38

- 4 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が2018年12月14日現在で6,814千株（株券等保有割合6.68%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	500	0.49
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,727	2.68
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,586	3.52

- 5 2018年7月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Newton Investment Management Limited）及びその共同保有者5名が2018年7月9日現在で5,444千株（株券等保有割合5.34%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ピクトリア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	3,516	3.45
ドレイファス・コーポレーション (The Dreyfus Corporation)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニューヨーク、パーク・アヴェニュー200	819	0.80
MBSCセキュリティーズ・コーポレーション (MBSC Securities Corporation)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニューヨーク市、パーク・アヴェニュー200	380	0.37
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク、リバティ・ストリート225	367	0.36
BNYメロン・エヌ・エー (BNY Mellon, N.A.)	アメリカ合衆国、ペンシルバニア州15258、ピッツバーグ、グラント・ストリート500、ワン・メロン・センター	206	0.20
BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション (BNY Mellon Asset Management North America Corporation)	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02108、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、BNYメロン・センター	153	0.15

- 6 2018年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、野村証券株式会社の共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2018年2月15日現在で4,502千株（株券等保有割合4.42%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として2018年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	4,502	4.42

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,933,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 99,868,500	998,685	同上
単元未満株式	普通株式 155,953	—	同上
発行済株式総数	101,957,853	—	—
総株主の議決権	—	998,685	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が400株含まれています。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式23株が含まれています。

② 【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社荏原製作所	東京都大田区 羽田旭町11番1号	1,933,400	—	1,933,400	1.90
計	—	1,933,400	—	1,933,400	1.90

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年11月13日)での決議状況 (取得期間2018年11月14日～2018年12月20日)	2,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,742,100	4,999,765,874
残存決議株式の総数及び価額の総額	257,900	234,126
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.90	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	12.90	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年2月13日)での決議状況 (取得期間2019年2月14日～2019年9月20日)	7,000,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	912,100	2,888,230,500
提出日現在の未行使割合(%)	86.97	80.75

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年3月1日から本有価証券報告書提出日までの取得株式は含まれていません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,199	8,584,873
当期間における取得自己株式	130	382,928

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求）	—	—	31	83,080
保有自己株式数	1,933,423	—	2,845,622	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つとして位置付けています。株主還元については、連結総還元性向30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

当期においては、1株当たりの年間配当を60円（うち中間配当金30円）とさせていただきます。

当社は、剰余金の配当を取締役会の決議によって定めることができる旨、また毎年6月30日及び12月31日を基準日として中間配当と期末配当の年2回の配当を行うほか、基準日を定めて実施できる旨を定款に定めています。

内部留保資金については、競争力強化及び効率化を目的とする投資の原資として活用していきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年8月9日 取締役会決議	3,051	30.00
2019年3月28日 定時株主総会決議	3,000	30.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：円)

回次	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2017年12月	2018年12月
最高	730	687	643	3,700 (593)	4,725	4,745
最低	364	447	418	2,806 (447)	2,964	2,293

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 2016年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行っています。第152期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は（ ）にて記載しています。

3. 第153期は、決算期変更により2017年4月1日から2017年12月31日までの9か月間となっています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：円)

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	3,515	3,840	4,000	4,040	3,440	3,065
最低	3,270	3,165	3,585	3,060	2,703	2,293

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性22名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.3%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	指名委員会委員	前田 東一	1955年12月24日生	1981年4月 2007年4月 2010年4月 2011年4月 2011年6月 2012年4月 2013年4月 2015年6月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業統括 当社取締役(現在) 当社風水力機械カンパニープレジデント 当社代表取締役社長 当社代表執行役社長 当社取締役会長(現在) 当社指名委員会委員(現在)	(注)2	157
取締役		浅見 正男	1960年4月7日生	1986年4月 2010年4月 2011年4月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー営業統括部長 当社常務執行役員 当社執行役常務 当社精密・電子事業カンパニープレジデント 当社取締役(現在) 当社代表執行役社長(現在)	(注)2	106
取締役	指名委員会委員 取締役会議長	宇田 左近	1955年5月22日生	1981年4月 1989年8月 2006年2月 2007年10月 同 2010年5月 2010年7月 2011年6月 2012年9月 2014年4月 2014年6月 2015年6月 同 2016年4月 2016年9月 同 2017年6月 2017年7月	日本鋼管株式会社(現 JFEホールディングス株式会社)入社 (1989年7月 退職) マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 (2006年2月 退職) 日本郵政株式会社執行役員 同社専務執行役(2008年6月 退任) 郵便事業株式会社(現 日本郵便株式会社)専務執行役員(2010年6月退職) ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現在) 株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者(2011年6月 退任) 当社取締役(現在) 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)参与(2017年5月 退任) ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部長・教授(現在) 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役(現在) 公益財団法人日米医学医療交流財団理事 当社指名委員会委員(現在) ビジネス・ブレイクスルー大学副学長(現在) 東京都顧問(2018年3月 退任) 東京都都政改革本部特別顧問(2018年3月 退任) 当社報酬委員会委員 公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事(現在)	(注)2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	報酬委員会委員	国谷 史朗	1957年2月22日生	1982年4月 同 弁護士登録（現在） 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1987年5月 ニューヨーク州弁護士登録（現在） 1997年6月 サンスター株式会社社外監査役（2000年6月 退任） 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員（現在） 2006年6月 日本電産株式会社社外監査役（2010年6月 退任） 2012年3月 株式会社ネクソン社外取締役（現在） 2012年6月 当社取締役（現在） 2013年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役（現在） 同 武田薬品工業株式会社社外監査役（2016年6月 退任） 2015年6月 当社報酬委員会委員（現在） 2016年6月 武田薬品工業株式会社社外取締役（現在）	(注) 2	6
取締役	報酬委員会委員	澤部 肇	1942年1月9日生	1964年4月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 1996年6月 同社取締役、記録デバイス事業本部長 1998年6月 同社代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役会長 2008年3月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）社外取締役（2014年3月 退任） 2008年6月 帝人株式会社社外取締役（2016年6月 退任） 同 野村証券株式会社社外取締役（2011年6月 退任） 2009年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役（2011年6月 退任） 2011年3月 株式会社日本経済新聞社社外監査役（現在） 2011年6月 TDK株式会社取締役 取締役会議長 2011年10月 早稲田大学評議員 2012年4月 一般社団法人日本能率協会理事（2018年3月 退任） 2012年6月 TDK株式会社相談役（現在） 2014年7月 早稲田大学評議員副会長 2015年6月 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役（2017年6月 退任） 同 当社取締役（現在） 同 当社報酬委員会委員（現在） 2018年7月 早稲田大学評議員会会長（現在）	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	監査委員会委員	山崎 彰三	1948年9月12日生	1970年11月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1974年9月 公認会計士登録（現在） 1991年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員（2010年6月退職） 2010年7月 日本公認会計士協会会長 2013年7月 同協会相談役（現在） 2014年4月 東北大学会計大学院教授（2018年3月退職） 2015年2月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役（現在） 2015年6月 当社取締役（現在） 同 当社監査委員会委員（現在） 同 株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役（現在） 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現在）	(注) 2	6
取締役	指名委員会委員	大枝 宏之	1957年3月12日生	1980年4月 日清製粉株式会社（現 株式会社日清製粉グループ本社）入社 2009年6月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 2011年4月 同社取締役社長 2015年4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員（現在） 2017年4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役 2017年6月 同社特別顧問（現在） 同 株式会社製粉会館取締役社長（現在） 2017年12月 日本ユネスコ国内委員会委員（現在） 2018年3月 当社取締役（現在） 同 当社指名委員会委員（現在） 2018年6月 積水化学工業株式会社社外取締役（現在）	(注) 2	6
取締役	報酬委員会委員 監査委員会委員	橋本 正博	1948年8月28日生	1972年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1998年11月 ダイワプルダニア銀行（インドネシア）社長 1999年7月 株式会社大和銀行国際部長（2001年6月退職） 2001年6月 大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）常務取締役、財務本部長 2004年6月 同社専務取締役 2005年6月 同社代表取締役、取締役社長、最高執行責任者（COO） 2014年4月 同社取締役副会長 2015年6月 同社相談役（非常勤）（2016年3月退任） 2016年4月 熊本県産業振興顧問（現在） 2018年3月 当社取締役（現在） 同 当社監査委員会委員（現在） 2019年3月 当社報酬委員会委員（現在）	(注) 2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	監査委員会委員	西山潤子	1957年1月10日生	1979年4月 2006年3月 2007年3月 2009年1月 2014年1月 2015年3月 2019年3月 同	ライオン油脂株式会社(現ライオン株式会社)入社 同社購買本部製品部長 同社生産本部第2生産管理部製品購買担当部長 同社研究開発本部包装技術研究所長 同社CSR推進部長 同社常勤監査役(2019年3月退任) 当社取締役(現在) 当社監査委員会委員(現在)	(注)2	-
取締役	監査委員会委員	藤本哲司	1953年1月9日生	1976年4月 2004年4月 同 2007年6月 2008年4月 2011年4月 2012年4月 2012年6月 2013年4月 2015年6月	当社入社 当社執行役員 当社管理本部財務・管理統括 当社取締役(現在) 当社常務執行役員 当社経理財務・連結経営・内部統制担当 荏原環境プラント株式会社代表取締役社長(2013年4月退任) 当社専務執行役員 当社環境事業カンパニープレジデント 当社監査委員会委員(現在)	(注)2	558
取締役	監査委員会委員	津村修介	1956年4月5日生	1981年4月 2009年7月 2012年4月 2013年4月 2014年6月 2015年6月 同	当社入社 当社財務・管理統括部財務室長 当社連結経営推進室長 当社経理財務統括部副統括部長 当社常勤監査役 当社取締役(現在) 当社監査委員会委員(現在)	(注)2	121
計							978

- (注) 1 取締役 宇田左近、同 国谷史朗、同 澤部肇、同 山崎彰三、同 大枝宏之、同 橋本正博、同 西山潤子は、社外取締役です。
- 2 取締役の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時から2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。

- 3 当社は指名委員会等設置会社です。委員会体制については以下のとおりです。
 指名委員会 宇田左近、大枝宏之、前田東一
 報酬委員会 国谷史朗、澤部肇、橋本正博
 監査委員会 山崎彰三、橋本正博、西山潤子、藤本哲司、津村修介
 なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表 執行役 社長		浅見正男	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	(1) 取締役 の状況 参照
執行役 専務	環境事業カンパ ニープレジデ ント兼荏原環境プ ラント株式会社 代表取締役会長	大井敦夫	1957年2月20日生	1981年4月 当社入社 2008年4月 当社執行役員 2008年10月 当社経営企画統括部長 2010年4月 当社常務執行役員 2011年4月 当社風水力機械カンパニー海外マーケ ティング統括 2012年4月 当社風水力機械カンパニーバイスプレジ デント兼海外事業統括 2012年6月 当社取締役 2013年4月 当社風水力機械カンパニープレジデント 2014年4月 当社専務執行役員 2015年6月 当社執行役専務 (現在) 2018年3月 当社環境事業カンパニープレジデント (現在) 同 荏原環境プラント株式会社代表取締役社 長 2019年1月 荏原環境プラント株式会社代表取締役会 長 (現在)	(注)	103
執行役 専務	風水力機械カン パニープレジデ ント兼風水力機 械カンパニー冷 熱事業担当	野路伸治	1957年2月22日生	1984年4月 当社入社 2006年4月 当社精密・電子事業カンパニー精密機器 事業部長 2008年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2013年4月 当社風水力機械カンパニー技術生産統括 標準ポンプ事業統括部長 2013年6月 当社取締役 2014年4月 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業統括 2015年6月 当社執行役常務 同 風水力機械カンパニー冷熱事業担当 (現 在) 2017年4月 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業部長 2018年3月 当社取締役 同 当社執行役専務 (現在) 同 当社風水力機械カンパニープレジデント (現在)	(注)	67
執行役 専務	精密・電子事業 カンパニープレ ジデント	戸川哲二	1963年4月13日生	1986年4月 当社入社 2013年4月 当社精密・電子事業カンパニー新事業推 進部長 2014年4月 当社執行役員 2019年3月 当社執行役専務 (現在) 同 当社精密・電子事業カンパニープレジデ ント (現在)	(注)	61

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役 常務	風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業部長兼荏原機械シ博有限公司董事長	木村 憲雄	1960年3月1日生	1990年7月 2009年4月 2011年4月 2013年4月 2014年4月 2015年6月 2016年3月 2016年4月 2017年4月	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー新事業推進統括部長 当社精密・電子事業カンパニー精密機器事業部長 当社常務執行役員 当社執行役常務（現在） 荏原機械シ博有限公司董事長（現在） 当社風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業統括 当社風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業部長（現在）	(注)	120
執行役 常務	風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長兼荏原機械（中国）有限公司董事長	沖山 喜明	1960年1月25日生	1983年4月 2011年4月 2017年4月 2018年3月 同 同 2019年3月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー企画管理技術統括部長 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長（現在） 荏原機械（中国）有限公司董事長（現在） 当社執行役常務（現在）	(注)	90
執行役	経理財務統括部長	長峰 明彦	1958年5月5日生	1982年4月 2006年6月 2010年7月 2014年4月 2015年4月 2015年6月 同	株式会社荏原電産入社 同社取締役 当社入社、財務・管理統括部審査室長 当社経理財務統括部長（現在） 当社執行役員 当社執行役員（現在） 当社経理財務・連結経営・内部統制担当	(注)	76
執行役	風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当兼エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy CEO	宮下 俊彦	1953年1月13日生	1975年4月 2011年3月 2014年2月 2015年6月 同 2016年4月	当社入社 株式会社荏原エリオット代表取締役社長 エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy COO 当社執行役員（現在） 当社風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当（現在） エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy CEO（現在）	(注)	126
執行役	精密・電子事業カンパニーCMP事業部長	勝岡 誠司	1959年8月4日生	1994年4月 2009年4月 同 2011年4月 2016年6月	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー装置事業部長 当社精密・電子事業カンパニーCMP事業部長（現在） 当社執行役員（現在）	(注)	31
執行役	風水力機械カンパニーシステム事業部長	喜田 明裕	1958年7月16日生	1984年4月 2011年4月 同 2016年6月 同 2017年4月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー国内事業統括副統括 当社執行役員（現在） 当社風水力機械カンパニー国内事業統括 当社風水力機械カンパニーシステム事業部長（現在）	(注)	27

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役	グループ経営戦略統括部長兼人事統括部長	永田 修	1968年3月17日生	1990年4月 2008年10月 2017年4月 2018年3月 同 2019年3月	当社入社 Ebara Pumps Europe S.p.A. Managing Director 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部グローバル営業推進部長 当社執行役（現在） 当社グループ経営戦略統括部長（現在） 当社人事統括部長（現在）	(注)	27
執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長	中山 亨	1959年6月5日生	2014年9月 2018年1月 2018年3月 同	当社入社 当社内部統制・リスク管理統括部長 当社執行役（現在） 当社法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長（現在）	(注)	19
執行役	技術・研究開発・知的財産担当兼精密・電子事業カンパニー技術統括部長	曾布川 拓司	1962年5月19日生	1987年4月 2015年4月 同 2017年4月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー技術統括部長（現在） 当社技術・研究開発統括部長 当社執行役（現在） 当社技術・研究開発・知的財産担当（現在）	(注)	18
計							767

(注) 執行役の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から2019年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に取り組みます。

「荏原らしさ」

- ・創業の精神：自ら創意工夫する熱意と誠の心を示す「熱と誠」
- ・企業理念：「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」
- ・荏原グループCSR方針：当社グループの社会的責任を明確にし、これを実践することを目的とする当社の基本姿勢

当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- 1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- 2) 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- 3) 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- 4) 当社は、独立社外取締役※が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- 5) 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全て独立社外取締役です。

なお、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/_icsFiles/afieldfile/2018/11/19/basic_policy20181

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

[組織形態]

当社は、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を選択しています。

<監督>

[取締役(会)関係]

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点(守りの姿勢)に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点(攻めの姿勢)においてリーダーシップを発揮します。

取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を、独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行の取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行の取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

2019年3月29日現在の取締役会は、より透明性・公正性の高い監督機能を発揮できるようにするため、執行役を兼務する取締役を3名から1名に減員し独立社外取締役が11名中7名(うち女性1名)を占める構成であるとともに、取締役会議長を独立社外取締役が務める体制となっています。

取締役会は、取締役会規則を制定の上、取締役会を運営するにあたり法令及び定款に適合するための体制を確保しています。取締役会は毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。

[指名委員会]

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解任に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2019年3月29日現在の指名委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役です。

[報酬委員会]

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2019年3月29日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、その全員が独立社外取締役です。

[監査委員会]

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

2019年3月29日現在の監査委員会は、非業務執行の取締役5名で構成され、そのうち3名が独立社外取締役です。なお常勤監査委員の藤本哲司、津村修介の2氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、また、社外監査委員の山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しており、橋本正博氏は他社の財務部門の責任者を務めた経験があり、西山潤子氏は他社の常勤監査役として国際財務報告基準(IFRS)の連結財務諸表等に係る監査を実施した経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

[社外取締役会議]

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

<業務執行>

[執行役]

執行役は取締役会決議により選任され、取締役会の決定した経営の方向性（基本方針）に沿って、取締役会から委任された業務執行を決定する役割及び業務を執行する役割を担っています。

2019年3月29日現在は社内出身の13名で構成されています。

[業務執行会議体]

1) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的な意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。

2) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。

3) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期に一度定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

4) CSR委員会

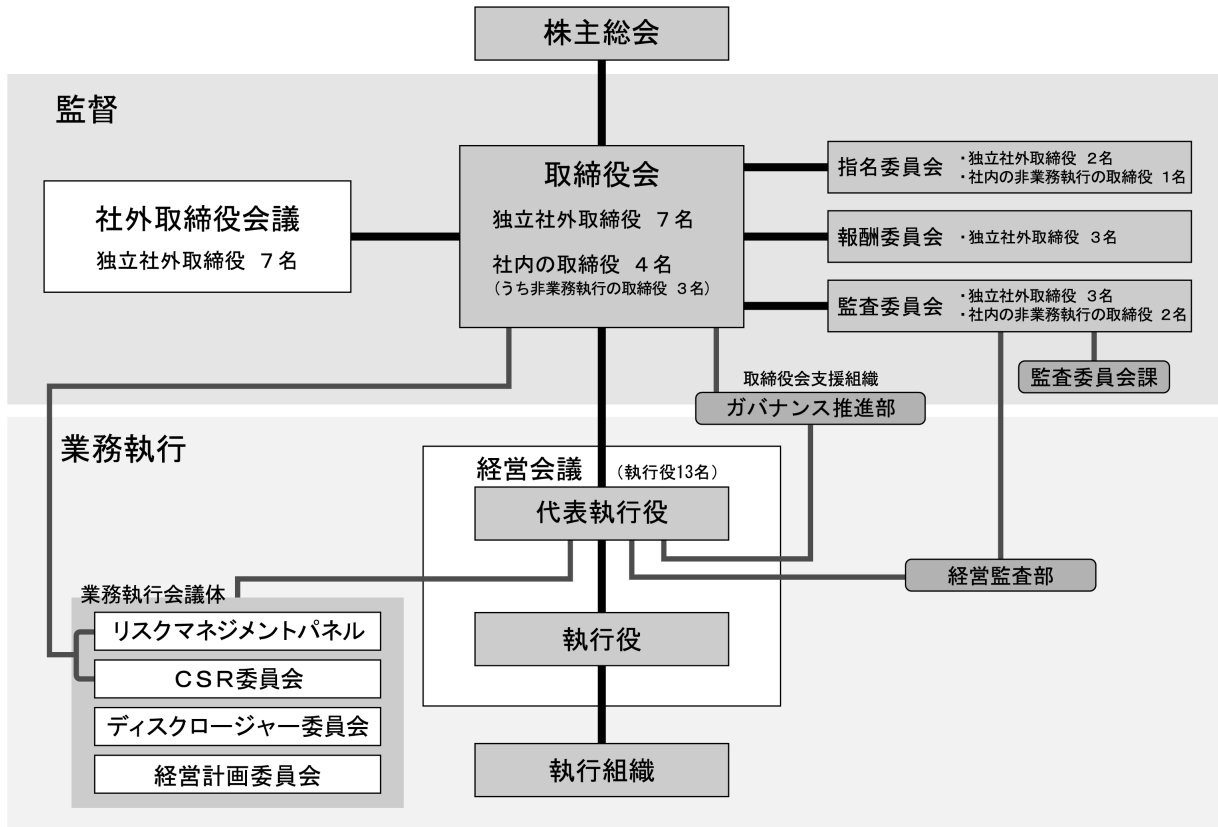
CSR委員会は、荏原グループCSR方針に関わる活動の維持・発展及び課題について審議し、CSR活動の方針を決定するとともに、CSRに関する重点課題（マテリアリティ）、対応方針、KPIを決定し、進捗と達成状況を確認しています。また、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社及び子会社のコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。CSR委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、コンプライアンスに関する社外窓口を担当する弁護士がアドバイザーとして参加しています。また、CSR委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。CSR委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。CSR委員会は四半期に一度定期開催しています。

5) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。

上記企業統治の体制の概要は、下図のとおりです。

コーポレートガバナンス体制



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であった2002年に執行役員制を導入し、2008年には社外取締役（2名）を招聘した上で指名委員会・報酬委員会を任意の機関として設置するとともに、2011年以降は社外取締役4人体制（定款に定める取締役員数の3分の1）として、コーポレートガバナンス体制の拡充を図ってきました。2015年6月には、以下の1）～3）の観点からコーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るため、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において社外取締役が過半数を占め、かつ「各委員会の役割と責務のバランス」及び「監督と業務執行の分離」の両面において明確な特性を有する指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

1) 取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の確保

独立社外取締役を含む非業務執行の取締役中心の構成とすることにより、独立性・客観性の観点から経営の監督機能を強化し、透明性を向上していくこと。

2) 業務執行権限の拡大と競争力の強化

取締役会と執行組織の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進し、競争力強化と執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を実行していくこと。

3) グローバルに理解されやすいコーポレートガバナンス体制の構築

海外売上比率や外国人株主比率の上昇を背景として、グローバル視点からも明確で理解しやすいコーポレートガバナンス体制を構築していくこと。

ハ. 内部統制システムの整備・運用の状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の2018年度の運用状況の概要は、次のとおりです。毎年度執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本的考え方]

「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識浸透をベースとしたリスクを未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。
- 2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。
- 3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSRに関する活動方針、重点課題（マテリアリティ）、対応方針、重要成果指標（KPI）を決定し、その進捗と達成状況の確認を行っています。また、当委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。2018年度は、当委員会を4回開催しました。
- 4) 毎年当社及び国内子会社に対する従業員意識調査を実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。
- 5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、荏原グループの企業倫理の枠組み、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、2018年度は、中国、インドネシア、フィリピンの子会社、計5社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しました。
- 6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき、荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しています。
- 7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社に監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本的考え方]

執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。
- 2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

[基本的考え方]

子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査、又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
- 2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本的考え方]

当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定しています。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 権限者と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。
- 2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。

- 3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。2018年度は合わせて7回開催しました。

5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化します。
- 2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
- 2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。
- 3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。
- 4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。
- 5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

[基本的考え方]

当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。

また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。2018年度は1回開催しました。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[基本的考え方]

当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社は子会社の内部統制体制整備の支援を適宜行っています。
- 2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。

8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制

[基本的考え方]

監査委員会の職務を補助すべき部門を設置します。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会課を設置しています。
- 2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会課所属としています。現在、4名が監査委員会課に所属しています。

9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

[基本的考え方]

- 1) 監査委員会補助従業員の任命については、監査委員会の同意を得た上で行っています。
- 2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- 3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。
- 4) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員会補助従業員の任命については、監査委員会の同意を得た上で行っています。
 - 2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
 - 3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。
 - 4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

[基本的考え方]

- 1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用します。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用します。
- 3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。
- 2) 「執行役規程」を定め、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。
- 3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。
- 4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、荏原グループの企業倫理の枠組み、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、2018年度は、中国、インドネシア、フィリピンの子会社、計5社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。
- 5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。
- 6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保します。
- 2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保します。

[整備・運用状況]

- 1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。
- 2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。
- 3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

[基本的考え方]

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行います。

[整備・運用状況]

- 1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。
- 2) 評価に当たっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、前項の「4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載した体制を中心として、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を図っています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

② 内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査については、内部監査部門が「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しています。2018年度は、調達業務監査、受注・売上業務監査、営業協力店管理の監査、新基幹システム導入プロジェクト監査、安全保障貿易監査及び前年度監査のフォローアップを実施しました。これらの活動を通じて監査対象部門に対する改善提案を行い、その結果を社長に報告しています。

内部監査部門は、内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門との間で、必要に応じて意見交換しています。また、グループ内の内部監査体制については、主要国内・海外子会社の内部監査担当部門との間で各社の内部監査の年度計画と前年度の監査結果を確認するとともに、子会社内部監査担当部門との意見交換や、子会社が実施する内部監査への立会などを通じて、グループとしての内部監査の実効性を高めるよう努めています。

監査委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、内部監査部門から監査状況の報告を受け職務執行状況の確認をするとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しています。また、内部統制の整備・運用状況については、内部監査部門及び内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門などから報告を受け、適宜意見表明を行っています。その他、会計監査人に対し、その監査の状況及び結果について適宜報告を求めています。また、会計監査人との会合を定期的に開催し情報・意見交換を行い、効率的な監査が実施できるよう努めています。

監査委員会は、内部監査部門及び内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門と、次のように連携を図っています。

- 1) 内部監査部門が策定する内部監査計画に関する意見交換を含む定期的及び随時の情報交換
- 2) 監査委員会と代表執行役との会合への内部監査部門及び内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門の長の参加
- 3) グループ監査役連絡会への常勤監査委員、内部監査部門及び内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門の長の出席
- 4) 内部監査部門が実施する内部監査への必要に応じた監査委員の立会

③ 会計監査の状況

会社法及び金融商品取引法監査について、当社と監査契約を締結している監査法人が監査を行っています。会計監査業務を執行する公認会計士は、関口弘和、堀越喜臣及び安藤隆之の3氏であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しています。監査年数は、関口弘和氏は6年、堀越喜臣氏は4年、安藤隆之氏は1年です。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士23名、その他24名です。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1) 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

2) 不再任の方針

監査委員会は、毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案します。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施します。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施します。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までとしています。

3) 会計監査人の再任手続き

監査委員会は「2）不再任の方針」に基づき、会計監査人の再任適否の評価結果を勘案し、EY新日本有限責任監査法人を第155期の会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

なお、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に就任後、第153期をもって10事業年度に達したため、監査委員会は「2）不再任の方針」に基づき第153期に入札を実施しています。

⑤ 社外取締役

現在、当社の取締役11名のうち過半数の7名が社外取締役です。各社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、宇田左近氏は当社と製品販売、アフターサービスや郵便取扱い等の取引関係がある郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）において業務執行者として過去に勤務していた経歴があり、澤部肇氏は当社と製品販売等の取引関係があるTDK株式会社において業務執行者として過去に勤務していた経歴があり、山崎彰三氏は当社とセミナー参加や雑誌購入等の取引関係がある監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）において業務執行者として過去に勤務していた経歴があり、西山潤子氏は当社と製品販売やアフターサービスの取引関係があるライオン株式会社において業務執行者として過去に勤務していた経歴がありますが、いずれも一般株主と利益相反が生じるおそれはない取引関係と判断しています。

当社は、社外取締役の選任にあたり、当社との間において重大な利害関係のない独立性のある候補者を選定することとし、独立性を確保するため、当社グループとの取引・関係等に係る基準を規程において定めています。

社外取締役の選任により、独立した立場からの知見を経営・業務執行の監督並びに監査に反映させ、経営の適正性を高めていると考えています。

また、社外取締役は陪席者としてCSR委員会に出席し、執行役及び内部監査部門等と相互に情報を共有するなどして意見交換を行っています。

⑥ 役員報酬等

イ. 取締役及び執行役に対する報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	177	131	—	14	28	3	3
執行役	610	310	172	37	47	42	15
社外取締役	98	92	—	1	5	—	9

- (注) 1 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
- 2 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額79百万円を含めた総額を記載しています。
- 3 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（業績連動部分に限る）及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
- 4 基本報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、2018年3月28日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち執行役を兼務しない2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
- 5 賞与は、2018年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした賞与（2019年3月に支給予定）の総額を記載しています。
- 6 2017年度を以ってストックオプション制度を廃止し、2018年度からは新たな株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬、業績連動型株式報酬）を導入しています。
- 7 スtockオプションは、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、及び2018年3月28日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち執行役を兼務しない2名並びに同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
- 8 譲渡制限付株式報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対して付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
- 9 業績連動型株式報酬は、2018年12月31日在任の取締役及び執行役に対し、2020年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等の決定に関する手続

(1) 報酬委員会の目的・役割

当社は、取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。報酬委員会は、取締役、執行役及びその他の役員の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催しています。

(2) 報酬委員会の構成・選任基準

当社の報酬委員会は3名全員が非業務執行の取締役（3名全員が独立社外取締役）であり、客観的な視点と透明性をより重視しています。

現在の報酬委員は、グローバル法務に関する有識者、経営戦略の専門家、経営者報酬のマネジメント経験を社外取締役より選任しています。

(3) 委員への情報伝達・経営層との関係

新任の報酬委員に対しては、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

(4) 外部専門家の活用

委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができるものとします。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行います。

2. 報酬等の決定に関する方針

(1) 報酬等の基本方針について

I. 取締役に対する報酬

(ア) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(イ) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び企業価値の持続的な向上並びに株主との一層の価値共有が可能な株式報酬（譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成されます。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 独立社外取締役の報酬体系

取締役の半数以上を占める独立社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とします。

b. 独立社外取締役を除く非業務執行の取締役

独立社外取締役を除く非業務執行の取締役は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必要な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定に関与しない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬（一部業績連動を含みます）、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を支給しています。

c. 業務執行取締役

当社は、執行役兼務取締役1名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(ウ) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	年次賞与	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
独立社外取締役	1	—	0.1	—
非業務執行の取締役 (独立社外取締役を除く)	1	—	0.35	0.05

(注) 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。

II. 執行役に対する報酬

(ア) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(イ) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成するうえで重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を達成した場合の年次賞与は、基本報酬部分よりも大きくなるよう設定しています。

(ウ) 報酬の組合せ

執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	年次賞与※	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長	1	0.6	0.3	0.3
執行役専務	1	0.6	0.25	0.25
執行役（常務含む）	1	0.6	0.2	0.2

(注) 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。

※年次賞与は業績連動の金銭報酬です。

(2) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、同輩企業）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役員間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

(3) 各支給項目について

①年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

②株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）

当社役員が短視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主との利害の一致の観点から、当社の株価に連動する株式報酬を支給しています。

当社の株式報酬は、一定期間継続して当社及びグループ会社の一部において一定の役職員の地位にあることを条件とする譲渡制限付株式報酬と、当該条件に加えて予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬で構成されます。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期経営計画の初年度に中期経営計画の期間に基づいた複数年度分の報酬を付与し、中期経営計画の最終年度に譲渡制限を解除します。役員等における株式保有の促進を主な目的とするため、一定期間継続して当社及び対象子会社の一定の地位を務めることのみを譲渡制限解除の要件とします。

業績連動型株式報酬は、中期経営計画の最終年度に、中期経営計画が目標として掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合い等に応じて決定された数の株式を付与しますが、その40%相当については、役職員が負担する所得税額等を考慮し、金銭に換価して支給します。

なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、役位に応じて一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を推進します。

3. 業績連動型株式報酬の算定方法

(1) 制度の概要

当社の執行役（当社子会社の業務執行取締役を兼務する者を含む）を対象に、中期経営計画E-Plan2019の計画対象期間の残存期間である2018年度及び2019年度（2018年1月～2019年12月）を評価期間とした業績連動型株式報酬（Performance Share Unit 以下、「PSU」）を支給します。

業績連動型株式報酬は、執行役に対する中期経営計画達成に向けたインセンティブの付与が主な目的ですが、同時に、非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）における監督の質が当社の業績にも影響を与えることも鑑みて、当社の非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）にも同様の制度を導入します。さらに、グループ会社の一部についてその一定の役員等を対象としてそれぞれ同様の制度を導入し、当社執行役と同じ算定方法を用いて支給します。

(2) PSUの算定方法

以下の方法に基づき算定の上、支給対象役員ごとのPSUの支給株式数及び金額を決定します。

I. 支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号及び同法第34条第5項に定める業績連動給与として損金算入の対象となる業務執行役員である、当社の執行役並びに荏原環境プラント(株)（以下、対象子会社）の取締役を支給対象役員として記載しています。

II. PSUとして支給する財産

PSUは、当社普通株式及び金銭により構成されます。

III. 個別支給株式数及び個別支給金額の算定方法

(ア) 株式によるPSUの個別支給個数（1個未満切り捨て）

基準個数（下記A）×支給率（下記B）×60%

1個＝当社普通株式100株とします。

ただし、支給する当社普通株式の総数は、49,200株を上限とし、各社が支給する当社普通株式の総数の上限は、それぞれ下表の上限株数のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント(株)	合計
上限株数	43,000株	6,200株	49,200株

なお、支給時において非居住者である取締役及び執行役については、上記算定式による個別支給株式数に後記（イ）に定める当社普通株式の株価を乗じた金額を、金銭により支給します。

(注) 法人税法第34条第1項3号イ（1）に規定する「確定した数」は上記「上限株数」とします。

(イ) 金銭によるPSUの個別支給金額（100円未満を切り捨て）

基準個数（下記A）×支給率（下記B）×40%×当社普通株式の株価（注）

1個＝当社普通株式100株とします。

（注）2020年4月において株式によるPSUに係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会開催月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均

ただし、支給する金銭の総額は126百万円を上限とし、各社が支給する金銭の上限は、それぞれ下表の上限金額のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント(株)	合計
上限金額	110百万円	16百万円	126百万円

なお、株式によるPSUの支給に際して、付与する金銭報酬債権及び金銭によるPSUとして支給する金銭を合算した額は総額309百万円、各社が支給する額の上限は、それぞれ下表の合算上限金額のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント(株)	合計
上限金額	270百万円	39百万円	309百万円

(注) 法人税法第34条第1項3号イ（1）に規定する「確定した額」は上記「上限金額」とします。

IV. 評価期間

2018年1月から2019年12月とします。

V. 支給時期

上記算定式にて算定された支給株式数及び金額の当社普通株式及び金銭を2020年5月に支給します。

A 基準個数

評価開始時点である2018年1月における支給対象役員が所属する会社の役位によって、それぞれ下表のとおり基準個数（1個＝当社普通株式100株とします。）を設定します。支給対象子会社の取締役を兼務する当社役員については、当社と当該子会社の役位に応じて支給します。

	当社
代表執行役社長	67個
執行役専務	38個
執行役専務（子会社兼務）	19個
執行役常務	22個
執行役	17個
執行役（子会社兼務）	9個

	荏原 環境プラント(株)
代表取締役社長	19個
取締役常務	14個
取締役	13個

2019年1月、代表取締役会長職が新設され、前代表取締役社長が就任いたしました。制度導入時に会長職はなかったため、付与個数は引き続き代表取締役社長の個数を適用いたします。

2018年12月末を以ってオフィサー・参与制度が廃止されたため、取締役として開示しています。

B 支給率

中期経営計画E-Plan2019の最終年度である2019年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて、下記算定式に基づき支給率を確定します。

支給率（%）（注）1＝連結投下資本利益率（ROIC）（注）2×25－100

（注）1 小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0%（不支給）とし、100%を超える場合には100%とします。

（注）2 連結投下資本利益率（ROIC）＝親会社株主に帰属する当期純利益÷{有利子負債（期首期末平均）＋自己資本（期首期末平均）}×100

(3) 株式によるPSUの支給方法

当社の執行役に対する株式によるPSUの支給は、執行役に対して当社が金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社普通株式の新規発行又は自己株式の処分を行う方法とします。

当社子会社の取締役に対する株式によるPSUの支給は、当該取締役に対して、当社子会社が金銭報酬債権を付与し、当社が当社子会社における当該金銭報酬債権に係る債務を引き受けた上で、当該金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う方法とします。

なお、株式によるPSUとして支給する当社普通株式の払込金額については、当該普通株式に係る第三者割当てを決議する当社取締役会開催の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均と当社取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）のいずれか高い方を基礎として、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利にならない範囲内で当社取締役会において決定します。

また、評価期間中に当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合には、株式によるPSUに係る上限株数、1個あたりの当社株式数は、当該併合又は分割の比率に応じて調整されるものとします。

(4) 評価期間中において支給対象役員が異動した場合の取扱い

I. 評価期間中において役員に就任した場合

上記「A基準個数」に記載の表にかかわらず、下記算定式にて算定した数（1個未満切り捨て）を基準個数として、個別に支給する株式数及び金銭の額を算定します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。

上記「A基準個数」に記載の表による基準個数（役位に応じた基準個数）×評価期間における在籍月数（注）／24

（注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。

II. 評価期間中において役員が退任した場合

下記方法に基づき算定した個別支給株式数及び個別支給金額を2020年5月に支給します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。

(ア) 株式によるPSUの個別支給株式数（100株未満を切り捨て）

基準個数（上記A）×支給率（上記B）×60%×評価期間中の在籍月数（注）／24

（注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。

(イ) 金銭によるPSUの個別支給金額（100円未満を切り捨て）

基準個数（上記A）×支給率（上記B）×40%×当社株価（注）1×評価期間中の在籍月数（注）2／24

（注）1 2020年4月において株式によるPSUに係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会前月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均

（注）2 1か月に満たない場合は1か月として計算します。

なお、懲戒処分に基づく解任の場合、支給率を0%として算定します。

III. 評価期間中において当社、子会社間で異動があった場合及び役位に変動があった場合

当社、子会社間の異動及び役位に変動があった場合には、下記算定式にて算定した数（1株未満を切り捨て）に基づき個別支給株式数及び個別支給金額を算定します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。

異動・変動前の役位に基づく基準個数×異動・変動前の在任月数（注）／24＋（異動・変動後の役位に基づく基準個数×（24－異動・変動前の在任月数（注））／24）

（注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。

なお、上記算定式において異動後の役位が、A基準個数に定める役位に該当しない場合には、上記II.に記載する退任の扱いとし、異動前に所属する会社において、上記II.に基づく異動前の在籍月数部分の個別支給株式数及び個別支給金額を算定するものとします。

IV. 評価期間中において役員が死亡により退任した場合

株式によるPSUとして支給する当社普通株式及び金銭によるPSUとして支給する金銭に代えて、下記算定式にて算定される額の金銭（100円未満を切り捨て）を、退任時に支給対象役員の相続人に対して支給します。

基準個数×50%×評価期間中の在籍月数（注）1／24×退任時株価（注）2

（注）1 1か月に満たない場合は1か月として計算します。

（注）2 退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価

V. 評価期間中に組織再編等が行われた場合

当社において、合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転に関する議案が取締役会で承認され、効力が発生する場合には、株式によるPSUとして支給する当社普通株式及び金銭によるPSUとして支給する金銭に代えて、当該組織再編の効力発生日の前日に、下記算定式にて算定される額の金銭（100円未満を切り捨て）を支給対象役員に支給します。

基準個数（注）1×50%×評価開始から当該組織再編の効力発生日までの月数（注）2／24×当社株価（注）3

（注）1 上記I. 又はIII.に係る異動のあった支給対象役員については、上記I. 又はIII.に記載する方法にて調整を行った数（I.の場合は、在籍月数による調整は行わないこととします）

（注）2 1か月に満たない場合は1か月として計算します。評価期間中において就任した支給対象役員については、就任後から当該組織再編の効力発生日までの月数とし、退任する支給対象役員については、評価開始から退任までの月数とします。

（注）3 当該組織再編に関する事項が承認された株主総会開催日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めています。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

イ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、コーポレートガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

ロ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めています。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

① 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計
46銘柄 10,551百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,815,000	3,979	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱みずほフィナンシャルグループ	9,120,000	1,865	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
北越紀州製紙㈱	2,584,000	1,739	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
ユアサ商事㈱	356,500	1,459	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
㈱千葉銀行	475,000	445	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱三井住友フィナンシャルグループ	56,500	275	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
橋本総業ホールディングス㈱	82,500	152	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
㈱コンコルディア・フィナンシャルグループ	187,000	127	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱りそなホールディングス	70,500	47	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。

みなし保有株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	850,000	1,557	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
トヨタ自動車(株)	174,000	1,255	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
高砂熱学工業(株)	587,000	1,212	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
キヤノン(株)	240,000	1,008	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)ニコン	350,000	794	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	205,770	784	保険取引を通じて長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)東芝	1,650,000	523	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	370,000	75	財務面での長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
 2 みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上されていません。なお、みなし保有株式の「貸借対照表計上額(百万円)」欄には、事業年度末日におけるみなし保有株式の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

当事業年度
特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,815,000	2,589	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱みずほフィナンシャルグループ	9,120,000	1,553	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
北越コーポレーション㈱	2,584,000	1,289	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
ユアサ商事㈱	178,300	560	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
㈱千葉銀行	475,000	291	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱三井住友フィナンシャルグループ	56,500	205	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
橋本総業ホールディングス㈱	82,500	115	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
㈱コンコルディア・フィナンシャルグループ	187,000	78	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
㈱りそなホールディングス	70,500	37	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。

(注) 1 北越紀州製紙㈱は、2018年7月1日付で「北越コーポレーション㈱」に社名を変更しています。

みなし保有株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	850,000	1,436	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拋出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
キヤノン(株)	240,000	720	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拋出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	205,770	644	保険取引を通じて長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拋出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)東芝	165,000	511	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拋出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	370,000	63	財務面での長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拋出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
 2 みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上されていません。なお、みなし保有株式の「貸借対照表計上額(百万円)」欄には、事業年度末日におけるみなし保有株式の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
 保有目的が純投資目的である投資株式はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	121	6	135	19
連結子会社	27	—	28	—
計	148	6	163	19

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）及び当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）について、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に係る影響度調査です。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行等に係る助言業務です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬は、監査計画、監査日数等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得た上で決定しています。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けています。なお、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

3 決算期変更について

当社は、2017年6月23日に開催された第152期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。決算期変更の経過期間となる第153期連結会計年度は、2017年4月1日から2017年12月31日の9か月決算となります。

4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行うセミナーに参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,475	110,610
受取手形及び売掛金	※6 169,298	※6 176,895
電子記録債権	※6 6,021	※6 6,990
有価証券	2,411	1,668
商品及び製品	15,191	18,082
仕掛品	※7 60,993	※7 65,845
原材料及び貯蔵品	33,353	38,731
繰延税金資産	10,484	8,309
その他	14,954	14,714
貸倒引当金	△3,694	△3,308
流動資産合計	447,491	438,540
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 47,005	※3 44,269
機械装置及び運搬具（純額）	28,632	28,599
土地	20,904	19,810
建設仮勘定	5,830	7,558
その他（純額）	7,853	7,640
有形固定資産合計	※1 110,227	※1 107,879
無形固定資産		
のれん	1,831	1,148
ソフトウェア	7,370	6,584
その他	※3 2,879	※3 2,937
無形固定資産合計	12,080	10,670
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※3 25,226	※2 22,301
長期貸付金	262	153
退職給付に係る資産	3,202	3,038
繰延税金資産	1,742	4,572
その他	※2 17,088	※2 9,623
貸倒引当金	△4,403	△5,187
投資その他の資産合計	43,120	34,503
固定資産合計	165,428	153,052
資産合計	612,919	591,592

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※6 61,756	※6 63,320
電子記録債務	※6 57,869	62,854
短期借入金	※3 70,470	※3 46,766
1年内償還予定の社債	10,000	—
未払法人税等	1,697	4,598
繰延税金負債	0	—
賞与引当金	5,460	6,263
役員賞与引当金	250	344
完成工事補償引当金	3,279	4,873
製品保証引当金	4,086	5,118
工事損失引当金	※7 10,038	※7 12,374
土地売却費用引当金	254	254
その他	45,529	51,782
流動負債合計	270,691	258,550
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	※3 22,161	※3 20,730
繰延税金負債	1,898	25
役員退職慰労引当金	122	116
訴訟損失引当金	6,464	—
退職給付に係る負債	11,841	10,681
資産除去債務	2,214	2,245
その他	2,734	2,464
固定負債合計	57,439	46,264
負債合計	328,131	304,814
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,815	79,066
資本剰余金	81,256	80,296
利益剰余金	121,321	135,715
自己株式	△431	△5,439
株主資本合計	280,962	289,639
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,564	381
繰延ヘッジ損益	10	△57
為替換算調整勘定	2,628	△1,226
退職給付に係る調整累計額	△8,210	△9,096
その他の包括利益累計額合計	△3,007	△9,999
新株予約権	1,163	1,152
非支配株主持分	5,668	5,985
純資産合計	284,788	286,778
負債純資産合計	612,919	591,592

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	381,993	509,175
売上原価	※1,※7 285,261	※1,※7 376,021
売上総利益	96,732	133,154
販売費及び一般管理費		
販売手数料	2,503	3,385
荷造及び発送費	4,575	6,909
販売促進費	1,620	1,510
貸倒引当金繰入額	185	616
人件費	33,847	43,373
賞与引当金繰入額	2,106	2,263
役員賞与引当金繰入額	233	324
退職給付費用	1,107	1,543
役員退職慰労引当金繰入額	25	34
旅費及び交通費	3,253	3,945
租税公課	2,446	2,931
減価償却費	3,656	4,704
のれん償却額	416	345
研究開発費	※2 7,218	※2 10,698
その他	15,420	18,087
販売費及び一般管理費合計	78,616	100,672
営業利益	18,115	32,482
営業外収益		
受取利息	273	311
受取配当金	169	752
持分法による投資利益	—	565
その他	495	1,000
営業外収益合計	937	2,629
営業外費用		
支払利息	1,136	1,517
持分法による投資損失	148	—
為替差損	49	1,452
その他	1,188	861
営業外費用合計	2,523	3,830
経常利益	16,529	31,281

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 2,209	※3 401
投資有価証券売却益	1,352	804
特別利益合計	3,561	1,205
特別損失		
固定資産売却損	※4 176	※4 319
固定資産除却損	※5 269	※5 827
減損損失	※6 952	※6 2,627
投資有価証券売却損	33	0
投資有価証券評価損	103	—
出資金評価損	—	128
訴訟損失引当金繰入額	—	1,257
その他	1	22
特別損失合計	1,537	5,183
税金等調整前当期純利益	18,554	27,303
法人税、住民税及び事業税	6,324	7,148
法人税等調整額	1,908	468
法人税等合計	8,232	7,617
当期純利益	10,322	19,685
非支配株主に帰属する当期純利益	790	1,423
親会社株主に帰属する当期純利益	9,531	18,262

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益	10,322	19,685
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△183	△2,185
繰延ヘッジ損益	12	△68
為替換算調整勘定	1,981	△4,060
退職給付に係る調整額	1,285	△958
持分法適用会社に対する持分相当額	54	81
その他の包括利益合計	※ 3,151	※ △7,192
包括利益	13,473	12,493
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	12,596	11,257
非支配株主に係る包括利益	876	1,236

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年 4月 1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,764	81,205	117,883	△425	277,428
当期変動額					
新株の発行	50	50			101
剰余金の配当			△6,093		△6,093
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,531		9,531
連結範囲の変動					—
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	50	51	3,438	△5	3,534
当期末残高	78,815	81,256	121,321	△431	280,962

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,692	△1	745	△9,507	△6,071	1,361	4,791	277,509
当期変動額								
新株の発行								101
剰余金の配当								△6,093
親会社株主に帰属する 当期純利益								9,531
連結範囲の変動								—
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△128	12	1,883	1,297	3,064	△197	877	3,745
当期変動額合計	△128	12	1,883	1,297	3,064	△197	877	7,279
当期末残高	2,564	10	2,628	△8,210	△3,007	1,163	5,668	284,788

当連結会計年度（自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,815	81,256	121,321	△431	280,962
当期変動額					
新株の発行	251	251			502
剰余金の配当			△4,575		△4,575
親会社株主に帰属する 当期純利益			18,262		18,262
連結範囲の変動			707		707
自己株式の取得				△5,008	△5,008
自己株式の処分					—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1,211			△1,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	251	△960	14,393	△5,008	8,676
当期末残高	79,066	80,296	135,715	△5,439	289,639

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,564	10	2,628	△8,210	△3,007	1,163	5,668	284,788
当期変動額								
新株の発行								502
剰余金の配当								△4,575
親会社株主に帰属する 当期純利益								18,262
連結範囲の変動								707
自己株式の取得								△5,008
自己株式の処分								—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△1,211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,182	△68	△3,854	△885	△6,992	△11	317	△6,686
当期変動額合計	△2,182	△68	△3,854	△885	△6,992	△11	317	1,989
当期末残高	381	△57	△1,226	△9,096	△9,999	1,152	5,985	286,778

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,554	27,303
減価償却費	11,923	15,266
減損損失	952	2,627
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,318	△803
引当金の増減額 (△は減少)	△2,339	48
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△3,456	△2,571
固定資産売却損益 (△は益)	△2,032	△81
受取利息及び受取配当金	△442	△1,064
支払利息	1,136	1,517
売上債権の増減額 (△は増加)	33,728	△10,674
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△11,403	△14,854
仕入債務の増減額 (△は減少)	△188	6,774
その他の資産・負債の増減額	7,634	15,795
その他の損益 (△は益)	1,049	563
小計	53,798	39,847
利息及び配当金の受取額	1,133	1,064
利息の支払額	△1,183	△1,529
法人税等の支払額	△9,590	△4,771
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,157	34,610
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△12,380	△18,570
固定資産の売却による収入	2,400	1,738
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△3,523	△4,578
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	5,543	5,568
定期預金の預入による支出	△1,982	△1,946
定期預金の払戻による収入	1,906	1,902
貸付けによる支出	△19	△155
貸付金の回収による収入	108	167
その他	40	△54
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,906	△15,927

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,083	△22,498
長期借入れによる収入	3,026	689
長期借入金の返済による支出	△2,078	△2,462
社債の発行による収入	10,000	—
社債の償還による支出	—	△10,000
株式の発行による収入	0	0
自己株式の処分による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△5	△5,008
配当金の支払額	△6,093	△4,575
非支配株主への配当金の支払額	△4	△414
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式及び出 資金の取得による支出	—	△1,333
その他	△631	△809
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,296	△46,412
現金及び現金同等物に係る換算差額	871	△1,324
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	48,419	△29,054
現金及び現金同等物の期首残高	90,683	139,102
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 額 (△は減少)	—	507
現金及び現金同等物の期末残高	※1 139,102	※1 110,556

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 60社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しています。

なお、連結の範囲に関する重要性の判断基準に従って、Ebara Vietnam Pump Company Limited、Ebara Pumps Middle East FZE、Elliott Korea Co.,Ltd.を連結の範囲に含めており、また、新たに設立したEBARA PUMPS AMERICAS CORPORATION、合肥荏原精密機械有限公司を連結の範囲に含めています。

連結子会社であったThebe Bombas Hidráulicas LTDA (当連結会計年度において、Thebe Bombas Hidráulicas S.A.より商号変更)は、連結子会社であるEbara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。なお、Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.は、EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.に商号を変更しています。

連結子会社であった株式会社荏原金属は、清算終了のため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称

荏原電産(青島)科技有限公司

(3) 非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 1社

水ing(株)

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

荏原電産(青島)科技有限公司

(5) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品は主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

⑧ 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引毎にヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また、重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

2. 適用予定日

2020年12月期の期首から適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	212,231百万円	210,138百万円

※2 投資その他の資産のうち、非連結子会社及び関連会社に対するものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
投資有価証券(株式)	11,198百万円	11,725百万円
その他(出資金)	2,702百万円	823百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
建物及び構築物	3,807百万円	3,512百万円
投資有価証券	20百万円	—百万円
その他	528百万円	481百万円
計	4,356百万円	3,994百万円

(注) 1. 担保権設定の原因となっている債務は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
短期借入金	208百万円	205百万円
長期借入金	553百万円	337百万円

2. 担保に供している資産のうち、借入目的以外のものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
建物及び構築物	986百万円	853百万円
投資有価証券	20百万円	－百万円
その他	438百万円	398百万円

4 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	73百万円	57百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
(株)いせEサービス	643百万円	(株)いせEサービス 643百万円
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	83百万円	Ebara Bombas Colombia S.A.S. 74百万円
(株)よこてEサービス	25百万円	(株)えんがるEサービス 30百万円
		(株)よこてEサービス 25百万円
		EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC 19百万円
		(株)ふなばしEサービス 2百万円
計	752百万円	計 795百万円

5 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実を目的に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	45,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	50,000百万円

※6 連結会計年度末日満期手形等の処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、以下の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末日残高に含まれています。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
受取手形	3,746百万円	2,499百万円
電子記録債権	266百万円	293百万円
支払手形	3,589百万円	3,569百万円
電子記録債務	30百万円	－百万円

※7 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
仕掛品	5,776百万円	7,242百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
△41百万円	1,480百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
7,218百万円	10,698百万円

※3 固定資産売却益の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物及び構築物	1百万円	292百万円
機械装置及び運搬具	71百万円	37百万円
土地	2,134百万円	30百万円
その他	1百万円	40百万円
計	2,209百万円	401百万円

※4 固定資産売却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物及び構築物	173百万円	73百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	168百万円
土地	－百万円	77百万円
その他	1百万円	0百万円
計	176百万円	319百万円

※5 固定資産除却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
建物及び構築物	122百万円	487百万円
機械装置及び運搬具	51百万円	88百万円
その他の有形固定資産	93百万円	238百万円
ソフトウェア	1百万円	12百万円
その他	－百万円	0百万円
計	269百万円	827百万円

※6 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県藤沢市	売却予定、除却予定	建物及び構築物	161百万円
		機械装置及び運搬具	144百万円
		その他	0百万円
栃木県佐野市	遊休資産、除却予定	建物及び構築物	54百万円
		機械装置及び運搬具	26百万円
		土地	184百万円
		その他	0百万円
千葉県袖ヶ浦市	遊休資産、除却予定	建物及び構築物	197百万円
		機械装置及び運搬具	182百万円
		その他	0百万円
合計			952百万円

(2) 資産のグルーピングの概要

資産のグルーピングはセグメントを基にしていますが、遊休資産、売却予定の資産、除却予定の資産については個々の物件をグルーピングの単位としています。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産、除却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他については、将来の収益性が見込めなくなったため、また、売却予定の機械装置及び運搬具、その他については、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額により算定しています。売却予定の資産については売却予定価額により算定し、遊休資産の土地については、路線価等を基準にして合理的に算定しています。土地以外の遊休資産、除却予定の資産については、備忘価額により算定しています。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
栃木県栃木市	除却予定、遊休資産	建物及び構築物	1,151百万円
		機械装置及び運搬具	210百万円
		土地	90百万円
		その他	99百万円
新潟県新潟市	売却予定	建物及び構築物	115百万円
		土地	128百万円
		その他	0百万円
栃木県佐野市	売却予定	土地	197百万円
その他	除却予定、売却予定、遊休資産	建物及び構築物	291百万円
		機械装置及び運搬具	35百万円
		土地	153百万円
		その他	153百万円
合計			2,627百万円

(2) 資産のグルーピングの概要

資産のグルーピングはセグメントを基にしていますが、遊休資産、売却予定の資産、除却予定の資産については個々の物件をグルーピングの単位としています。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産の土地、除却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他については、将来の収益性が見込めなくなったため、また、売却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他については、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額により算定しています。売却予定の資産については売却予定価額により算定し、遊休資産の土地については、売却予定価額、路線価等を基準にして合理的に算定しています。除却予定の資産については、備忘価額により算定しています。

※7 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
5,165百万円	4,479百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	978	△2,777
組替調整額	△1,241	△372
税効果調整前	△262	△3,150
税効果額	79	964
その他有価証券評価差額金	△183	△2,185
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	16	△72
組替調整額	2	△16
税効果調整前	19	△89
税効果額	△6	20
繰延ヘッジ損益	12	△68
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,981	△4,060
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,549	△1,546
組替調整額	340	6
税効果調整前	1,890	△1,539
税効果額	△604	581
退職給付に係る調整額	1,285	△958
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	54	81
その他の包括利益合計	3,151	△7,192

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	101,736,053	47,200	—	101,783,253
合計	101,736,053	47,200	—	101,783,253
自己株式				
普通株式(注)2、3	187,635	1,560	71	189,124
合計	187,635	1,560	71	189,124

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加47,200株は、新株予約権の行使によるものです。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,560株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少71株は、単元未満株式の売渡しによるものです。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2009年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	62
	2010年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	6
	2011年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	191
	2012年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	67
	2013年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	67
	2014年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	530
	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	132
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	82
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	25
合計		—	—	—	—	1,163	

(注) 2017年株式報酬型ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,046	30.00	2017年3月31日	2017年6月26日
2017年11月13日 取締役会	普通株式	3,047	30.00	2017年9月30日	2017年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,523	15.00	2017年12月31日	2018年3月29日

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1	101,783,253	174,600	—	101,957,853
合計	101,783,253	174,600	—	101,957,853
自己株式				
普通株式 (注) 2	189,124	1,744,299	—	1,933,423
合計	189,124	1,744,299	—	1,933,423

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加174,600株は、新株予約権の行使による増加70,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加104,600株です。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,744,299株は、単元未満株式の買取りによる増加2,199株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,742,100株です。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2009年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	62
	2010年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	149
	2012年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	49
	2013年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	65
	2014年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	508
	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	106
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	82
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	127
合計			—	—	—	—	1,152

(注) 2017年株式報酬型ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,523	15.00	2017年12月31日	2018年3月29日
2018年8月9日 取締役会	普通株式	3,051	30.00	2018年6月30日	2018年9月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,000	30.00	2018年12月31日	2019年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金	138,475百万円	110,610百万円
有価証券	2,411百万円	1,668百万円
償還期間が3か月を超える有価証券等	△1百万円	△1百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,783百万円	△1,720百万円
現金及び現金同等物	139,102百万円	110,556百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として生産設備（工具、器具及び備品等）です。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の償却方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースの取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
1年内	890	906
1年超	2,696	2,489
合計	3,586	3,395

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また、代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注)2参照)

前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	138,475	138,475	—
(2) 受取手形及び売掛金	169,298		
(3) 電子記録債権	6,021		
貸倒引当金(※1)	△3,694		
	171,625	171,607	△18
(4) 有価証券及び投資有価証券	12,533	12,533	—
資産計	322,634	322,616	△18
(1) 支払手形及び買掛金	61,756	61,756	—
(2) 電子記録債務	57,869	57,869	—
(3) 短期借入金	70,470	70,470	—
(4) 1年内償還予定の社債	10,000	10,000	—
(5) 社債	10,000	10,061	61
(6) 長期借入金	22,161	22,431	269
負債計	232,257	232,589	331
デリバティブ取引(※2)	16	16	—

(※1) 貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	110,610	110,610	—
(2) 受取手形及び売掛金	176,895		
(3) 電子記録債権	6,990		
貸倒引当金（※1）	△3,308		
(4) 有価証券及び投資有価証券	180,577	180,543	△33
	8,409	8,409	—
資産計	299,597	299,564	△33
(1) 支払手形及び買掛金	63,320	63,320	—
(2) 電子記録債務	62,854	62,854	—
(3) 短期借入金	46,766	46,766	—
(4) 1年内償還予定の社債	—	—	—
(5) 社債	10,000	10,051	51
(6) 長期借入金	20,730	20,926	196
負債計	203,672	203,920	248
デリバティブ取引（※2）	(72)	(72)	—

（※1）貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（2）受取手形及び売掛金並びに（3）電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務(3) 短期借入金並びに(4) 1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって
います。

(5) 社債並びに(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率
で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例
処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様
の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっ
ています。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
関係会社株式	11,198	11,725
非上場株式等	3,906	3,835
合計	15,105	15,560

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)
有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	138,475	—	—	—
受取手形及び売掛金	160,439	8,805	52	—
電子記録債権	6,021	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 譲渡性預金	1,130	—	—	—
合計	306,067	8,805	52	—

当連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	110,610	—	—	—
受取手形及び売掛金	158,440	17,962	493	—
電子記録債権	6,990	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 譲渡性預金	1,666	—	—	—
合計	277,707	17,962	493	—

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2017年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	70,470	—	—	—	—	—
社債	10,000	—	—	—	10,000	—
長期借入金	—	1,905	4,203	3,565	2,487	10,000
合計	80,470	1,905	4,203	3,565	12,487	10,000

当連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	46,766	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	10,000	—	—
長期借入金	—	4,299	3,681	2,611	10,137	—
合計	46,766	4,299	3,681	12,611	10,137	—

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年12月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(2017年12月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,123	6,612	3,510
	小計	10,123	6,612	3,510
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	その他	2,410	2,410	—
	小計	2,410	2,410	—
合計		12,533	9,023	3,510

当連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,018	434	584
	小計	1,018	434	584
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,724	5,946	△222
	その他	1,666	1,666	—
	小計	7,390	7,612	△222
合計		8,409	8,047	362

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,576	1,352	33

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	665	380	0

5 減損処理を行った有価証券

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）	当連結会計年度 （自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
投資有価証券評価損	103百万円	—百万円
その他	—百万円	22百万円

（注） 減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、個々の銘柄の時価が取得原価に比し50%以上下落した場合に行うものとしています。また、過去3年連続して下落率が30%以上50%未満で推移している場合には、時価が著しく下落したと判断し、3年目の末日の時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を3年目の損失として処理しています。

時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比し50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うものとしています。

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前連結会計年度（2017年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（2018年12月31日）

該当事項はありません。

（2）金利関連

前連結会計年度（2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2018年12月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2017年12月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金	22	—	(0)
	売建				
	カナダドル				
	ユーロ				
	日本円		2,452	—	19
合計			2,512	—	16

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

当連結会計年度（2018年12月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金	192	—	2
	売建				
	ユーロ				
	日本円		3,500	—	(75)
合計			3,693	—	(72)

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

(2) 金利関連

前連結会計年度（2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

確定給付制度として、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。なお、当社は退職給付信託を設定しています。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度を採用していますが、年金資産の額を合理的に算定できるため、確定給付制度の注記に含めて記載しています。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	73,330百万円	74,820百万円
勤務費用	2,291百万円	2,957百万円
利息費用	1,189百万円	1,548百万円
数理計算上の差異の発生額	1,957百万円	△3,863百万円
退職給付の支払額	△4,627百万円	△4,470百万円
その他	679百万円	△833百万円
退職給付債務の期末残高	74,820百万円	70,159百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
年金資産の期首残高	60,893百万円	66,181百万円
期待運用収益	1,872百万円	2,517百万円
数理計算上の差異の発生額	3,609百万円	△5,588百万円
事業主からの拠出額	2,405百万円	3,470百万円
退職給付の支払額	△3,196百万円	△3,329百万円
その他	596百万円	△735百万円
年金資産の期末残高	66,181百万円	62,516百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	58,627百万円	54,671百万円
年金資産	△66,181百万円	△62,516百万円
	△7,553百万円	△7,844百万円
非積立型制度の退職給付債務	16,193百万円	15,487百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,639百万円	7,642百万円
退職給付に係る負債	11,841百万円	10,681百万円
退職給付に係る資産	△3,202百万円	△3,038百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,639百万円	7,642百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	2,291百万円	2,957百万円
利息費用	1,189百万円	1,548百万円
期待運用収益	△1,872百万円	△2,517百万円
数理計算上の差異の費用処理額	259百万円	△70百万円
過去勤務費用の費用処理額	81百万円	77百万円
その他	533百万円	347百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,482百万円	2,342百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
過去勤務費用	72百万円	50百万円
数理計算上の差異	1,818百万円	△1,590百万円
合計	1,890百万円	△1,539百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
未認識過去勤務費用	△276百万円	△215百万円
未認識数理計算上の差異	△9,925百万円	△11,400百万円
合計	△10,201百万円	△11,615百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
株式	37%	25%
債券	42%	45%
一般勘定	15%	17%
その他	6%	13%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金資産制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度14%、当連結会計年度13%含まれています。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
割引率		
国内子会社	主として0.5%	主として0.5%
海外子会社	主として3.7%	主として4.4%
長期期待運用収益率		
国内子会社	主として2.5%	主として2.5%
海外子会社	主として5.8%	主として5.3%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度933百万円、当連結会計年度2,118百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上原価	△9	14
販売費及び一般管理費	△86	87

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 9名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 244,600株
付与日	2009年11月5日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 割当てを受けた新株予約権者が2009年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（2009年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 7,200株
付与日	2010年9月28日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が2010年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（2010年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 5 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 6 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 7 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 8 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 323,000株
付与日	2011年9月27日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 4名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 106,800株
付与日	2012年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - 3 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
 - 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 - 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 5名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 42,400株
付与日	2013年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 19名 ③ 子会社取締役及び執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 261,800株
付与日	2014年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名 ② 当社執行役員 12名 ③ 当社執行役員 3名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数（注）1	当社普通株式 89,400株
付与日	2015年10月1日
権利確定条件	（注）5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

- （注）1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 - 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である7.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
(権利行使期間の制限)
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役(社外取締役含む) 11名 ② 当社執行役 4名 ③ 当社執行役員 1名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数(注)1	当社普通株式 38,000株
付与日	2016年10月1日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

(注)1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である7.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。
ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
(権利行使期間の制限)
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役(社外取締役含む) 10名 ② 当社執行役 12名 ③ 当社オフィサー・参与 19名 ④ 子会社取締役及びオフィサー・参与 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数(注)1	当社普通株式 73,700株
付与日	2017年10月1日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2032年3月31日

(注)1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合
(業績達成条件)

最終年度に係る当社の達成業績が目標業績に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使するものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。

ただし、新株予約権者が2017年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

（権利行使期間の制限）

上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

(3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）

割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	36,400	3,600	156,200	46,600	25,800
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	3,000	34,400	12,200	800
失効	—	—	—	—	—
未行使残	36,400	600	121,800	34,400	25,000

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	73,700
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	73,700
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	173,000	66,200	30,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	7,000	12,600	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	166,000	53,600	30,000	—

(注) 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しています。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	3,781	4,201	4,055	4,295
付与日における公正な 評価単価(円)	1,705	1,715	1,225	1,440	2,600

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	4,418	3,844	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	3,065	1,995	2,748	3,453

(注) 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の公正な評価単価に換算して記載しています。

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,160百万円	1,180百万円
赤字工事進行基準による売上損失	542百万円	516百万円
未払事業税	82百万円	414百万円
退職給付に係る負債	2,628百万円	3,659百万円
役員退職慰労引当金	29百万円	34百万円
固定資産未実現利益	1,084百万円	1,071百万円
税務上の繰越欠損金	6,550百万円	3,442百万円
投資有価証券等評価損	1,008百万円	848百万円
たな卸資産評価損	2,404百万円	2,305百万円
完成工事補償等引当金	4,849百万円	5,392百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,886百万円	1,837百万円
訴訟損失引当金	1,979百万円	2,364百万円
その他	6,766百万円	8,693百万円
繰延税金資産小計	30,972百万円	31,761百万円
評価性引当額	△14,855百万円	△14,053百万円
繰延税金資産合計	16,117百万円	17,707百万円
繰延税金負債		
子会社等の留保利益	3,284百万円	3,334百万円
その他有価証券評価差額金	1,075百万円	111百万円
その他	1,428百万円	1,406百万円
繰延税金負債合計	5,788百万円	4,851百万円
繰延税金資産の純額	10,328百万円	12,856百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	0.8%
住民税等均等割等	2.8%	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△41.4%	△18.6%
受取配当金連結消去に伴う影響額	40.5%	18.2%
評価性引当額	3.8%	△5.0%
在外連結子会社との税率差異	△4.8%	△5.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.6%	—%
その他	3.6%	6.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4%	27.9%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、風水力機械、環境事業、精密・電子事業の3カンパニー制により、事業を展開しています。したがって、当社グループは、カンパニー制度を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「風水力事業」、「環境プラント事業」及び「精密・電子事業」の3つを報告セグメントとしています。

「風水力事業」は、ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機等の製造、販売、運転及び保守等を行っています。

「環境プラント事業」は、都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント等のエンジニアリング及び工事、運転及び保守等を行っています。

「精密・電子事業」は、真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置等の製造、販売及び保守等を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	225,795	47,616	107,368	380,780	1,212	381,993	—	381,993
セグメント間の内部 売上高又は振替高	357	—	0	358	2,231	2,589	△2,589	—
計	226,153	47,616	107,369	381,139	3,443	384,582	△2,589	381,993
セグメント利益	1,262	3,148	13,667	18,078	37	18,116	△0	18,115
セグメント資産	305,525	48,530	110,848	464,904	30,539	495,444	117,475	612,919
その他の項目								
減価償却費	6,984	463	2,777	10,224	1,709	11,934	△10	11,923
のれんの償却額	416	—	—	416	—	416	—	416
持分法適用会社への投資 額（当年度末残高）	—	5,519	—	5,519	—	5,519	—	5,519
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,645	444	4,026	11,117	1,271	12,388	△2	12,386

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。
- 2 調整額は、以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は、全社資産119,177百万円及びセグメント間取引消去△1,702百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。
- 3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。
- 4 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	308,999	62,812	135,709	507,520	1,655	509,175	—	509,175
セグメント間の内部 売上高又は振替高	578	—	—	578	2,802	3,380	△3,380	—
計	309,577	62,812	135,709	508,098	4,457	512,556	△3,380	509,175
セグメント利益	8,747	4,904	18,567	32,220	291	32,511	△29	32,482
セグメント資産	304,061	46,022	131,172	481,257	25,499	506,756	84,836	591,592
その他の項目								
減価償却費	8,499	565	4,033	13,098	2,180	15,278	△12	15,266
のれんの償却額	345	—	—	345	—	345	—	345
持分法適用会社への投資 額（当年度末残高）	—	6,165	—	6,165	—	6,165	—	6,165
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	10,645	788	6,740	18,174	1,218	19,393	△29	19,364

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。
- 2 調整額は、以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は、全社資産86,402百万円及びセグメント間取引消去△1,565百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。
- 3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。
- 4 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
152,567	134,722	35,309	59,394	381,993

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
75,450	11,140	19,786	3,849	110,227

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
228,954	167,402	47,317	65,501	509,175

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
72,507	12,581	19,116	3,673	107,879

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
減損損失	952	—	—	952	—	952	—	952

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
減損損失	2,031	—	22	2,054	572	2,627	—	2,627

(注) 「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等に係る金額です。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
当期償却額	416	—	—	416	—	416	—	416
当期末残高	1,831	—	—	1,831	—	1,831	—	1,831

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
当期償却額	345	—	—	345	—	345	—	345
当期末残高	1,148	—	—	1,148	—	1,148	—	1,148

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	2,735.94円	2,795.72円
1株当たり当期純利益金額	93.84円	179.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	93.32円	178.99円

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	284,788	286,778
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6,832	7,138
(うち新株予約権(百万円))	(1,163)	(1,152)
(うち非支配株主持分(百万円))	(5,668)	(5,985)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	277,955	279,640
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	101,594,129	100,024,430

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,531	18,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,531	18,262
普通株式の期中平均株式数(株)	101,568,733	101,489,247
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	576,069	538,822
(うち新株予約権(株))	(576,069)	(538,822)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- 1 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上を図ることを目的としています。
- 2 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類
当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数
7,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.00%)
 - (3) 株式の取得価額の総額
15,000百万円(上限)
 - (4) 取得期間
2019年2月14日～2019年9月20日

(岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争について)

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社(以下、EEP)による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起され、その訴状を2019年2月26日に受領しました。現時点で当該事象が連結業績に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況です。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱荏原製作所	第8回無担保社債	2013年12月13日	10,000	—	0.53	なし	2018年12月20日
㈱荏原製作所	第9回無担保社債	2017年10月18日	10,000	10,000	0.18	なし	2022年10月24日
合計	—	—	20,000	10,000	—	—	—

(注) 1 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	10,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	67,975	44,764	2.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,494	2,001	0.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	741	707	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	22,161	20,730	0.3	2020年～2023年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,219	933	—	2020年～2024年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	94,592	69,137	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。
 3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	4,299	3,681	2,611	10,137
リース債務	531	258	105	28

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	130,238	251,257	368,002	509,175
税金等調整前四半期(当期)純利益金額	(百万円)	8,419	11,478	16,719	27,303
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額	(百万円)	6,133	7,471	11,212	18,262
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	60.36	73.50	110.27	179.94

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額	(円)	60.36	13.16	36.76	69.86

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

- ・ヤマト運輸株式会社による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

当社がヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト運輸」）に売却した羽田事業所の土地にスレート片が混入していたとして、ヤマト運輸が当社に対して85億5百万円の損害賠償を求めた訴訟に関して、東京高等裁判所は2018年6月28日付けで当社に対してヤマト運輸の請求の一部である59億52百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言渡され、同判決に対して、当社が上告提起及び上告受理申立てを、ヤマト運輸が上告受理申立てを行っていましたが、最高裁は、2019年1月29日付けで当社の上告を棄却し、また当社及びヤマト運輸の上告受理申立てのいずれも上告審として受理しない旨の決定をしたことにより、同判決が確定しました。同判決に伴い、当連結会計年度において、連結貸借対照表に計上していた投資その他の資産のその他及び固定負債の訴訟損失引当金を取崩しています。

- ・岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する損害賠償請求訴訟

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (13) 岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争について」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,253	69,843
受取手形	※5 21,385	※5 23,812
売掛金	67,743	67,655
電子記録債権	※5 5,358	※5 6,190
製品	1,918	2,044
仕掛品	29,951	36,604
原材料及び貯蔵品	17,553	21,668
前渡金	1,020	934
繰延税金資産	6,015	3,967
短期貸付金	17,543	12,765
未収入金	1,660	4,418
その他	5,774	5,207
貸倒引当金	△1,798	△1,039
流動資産合計	274,380	254,072
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	30,705	28,556
機械及び装置	10,225	9,865
車両運搬具	24	37
工具、器具及び備品	2,783	2,910
土地	20,196	19,199
リース資産	740	783
建設仮勘定	3,937	4,579
有形固定資産合計	68,612	65,932
無形固定資産		
特許権	101	63
ソフトウェア	5,888	5,309
リース資産	106	53
施設利用権	24	22
電話加入権	67	67
無形固定資産合計	6,189	5,517
投資その他の資産		
投資有価証券	13,990	10,551
関係会社株式	※1 82,552	81,749
関係会社出資金	20,317	20,317
長期貸付金	80	390
長期前払費用	64	269
前払年金費用	—	1,612
繰延税金資産	860	2,882
その他	11,639	5,221
貸倒引当金	△2,710	△2,717
投資その他の資産合計	126,793	120,278
固定資産合計	201,594	191,727
資産合計	475,975	445,799

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※5 6,378	※5 5,636
買掛金	17,840	19,031
電子記録債務	45,206	50,838
短期借入金	67,944	44,843
1年内返済予定の長期借入金	1,689	1,237
1年内償還予定の社債	10,000	—
リース債務	329	361
未払金	4,173	4,227
未払法人税等	—	2,113
前受金	3,323	3,190
預り金	3,158	3,023
賞与引当金	2,174	2,249
役員賞与引当金	115	156
完成工事補償引当金	1,127	1,364
製品保証引当金	2,289	3,014
工事損失引当金	7,701	8,971
土地売却費用引当金	254	254
その他	3,796	3,333
流動負債合計	177,503	153,847
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	19,910	19,362
退職給付引当金	524	20
訴訟損失引当金	6,464	—
リース債務	580	560
長期未払金	98	98
資産除去債務	2,007	2,015
その他	—	127
固定負債合計	39,586	32,184
負債合計	217,089	186,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,815	79,066
資本剰余金		
資本準備金	82,744	82,995
その他資本剰余金	7,915	5,536
資本剰余金合計	90,659	88,531
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	86,097	96,054
利益剰余金合計	86,097	96,054
自己株式	△273	△5,281
株主資本合計	255,298	258,370
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,423	244
評価・換算差額等合計	2,423	244
新株予約権	1,163	1,152
純資産合計	258,886	259,767
負債純資産合計	475,975	445,799

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
売上高	※1 153,107	※1 236,299
売上原価	123,070	184,343
売上総利益	30,037	51,956
販売費及び一般管理費	※2 31,969	※2 44,241
営業利益又は営業損失(△)	△1,932	7,714
営業外収益		
受取利息	136	210
受取配当金	14,460	13,129
為替差益	54	—
貸倒引当金戻入額	19	—
その他	104	331
営業外収益合計	14,776	13,671
営業外費用		
支払利息	548	915
社債利息	43	69
為替差損	—	377
貸倒引当金繰入額	—	19
その他	621	399
営業外費用合計	1,212	1,780
経常利益	11,631	19,605
特別利益		
固定資産売却益	2,137	416
投資有価証券売却益	1,343	376
関係会社株式売却益	—	390
特別利益合計	3,481	1,184
特別損失		
固定資産売却損	174	272
固定資産除却損	226	711
減損損失	952	2,540
投資有価証券売却損	33	0
投資有価証券評価損	1	—
関係会社株式評価損	102	—
訴訟損失引当金繰入額	—	1,257
関係会社整理損	315	—
その他	0	22
特別損失合計	1,807	4,805
税引前当期純利益	13,304	15,983
法人税、住民税及び事業税	△687	464
法人税等調整額	327	986
法人税等合計	△359	1,451
当期純利益	13,664	14,532

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	78,764	82,693	7,915	90,608	78,526	78,526
当期変動額						
新株の発行	50	50		50		
剰余金の配当					△6,093	△6,093
当期純利益					13,664	13,664
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
会社分割による減少						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	50	50	0	51	7,570	7,570
当期末残高	78,815	82,744	7,915	90,659	86,097	86,097

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△267	247,631	2,607	2,607	1,361	251,600
当期変動額						
新株の発行		101				101
剰余金の配当		△6,093				△6,093
当期純利益		13,664				13,664
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
会社分割による減少		—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△184	△184	△197	△381
当期変動額合計	△5	7,666	△184	△184	△197	7,285
当期末残高	△273	255,298	2,423	2,423	1,163	258,886

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	78,815	82,744	7,915	90,659	86,097	86,097
当期変動額						
新株の発行	251	251		251		
剰余金の配当					△4,575	△4,575
当期純利益					14,532	14,532
自己株式の取得						
自己株式の処分						
会社分割による減少			△2,378	△2,378		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	251	251	△2,378	△2,127	9,956	9,956
当期末残高	79,066	82,995	5,536	88,531	96,054	96,054

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△273	255,298	2,423	2,423	1,163	258,886
当期変動額						
新株の発行		502				502
剰余金の配当		△4,575				△4,575
当期純利益		14,532				14,532
自己株式の取得	△5,008	△5,008				△5,008
自己株式の処分		—				—
会社分割による減少		△2,378				△2,378
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△2,178	△2,178	△11	△2,190
当期変動額合計	△5,008	3,071	△2,178	△2,178	△11	881
当期末残高	△5,281	258,370	244	244	1,152	259,767

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b. 子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

c. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品は総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(5) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(6) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(7) 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

(8) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(9) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
関係会社株式	20百万円	—百万円

- 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
短期金銭債権	51,594百万円	51,326百万円
長期金銭債権	359百万円	688百万円
短期金銭債務	24,633百万円	24,926百万円

3 保証債務

- (1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
	60百万円	49百万円

- (2) 関係会社の銀行借入等に対する保証

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)
連結会社		連結会社	
Elliott Company	3,770百万円	Elliott Company	3,797百万円
荏原機械(中国)有限公司	962百万円	㈱荏原電産	321百万円
荏原機械シ博有限公司	459百万円		
㈱荏原電産	279百万円		
連結会社計	5,471百万円	連結会社計	4,119百万円
非連結会社		非連結会社	
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	83百万円	Ebara Bombas Colombia S.A.S.	74百万円
		EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	19百万円
非連結会社計	83百万円	非連結会社計	93百万円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	45,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	50,000百万円

※5 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、期末日が金融機関の休日であったため、以下の期末日満期手形等が、期末残高に含まれています。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
受取手形	3,156百万円	3,313百万円
電子記録債権	266百万円	293百万円
支払手形	1,263百万円	1,217百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	45,257百万円	74,619百万円
仕入高	20,036百万円	29,069百万円
営業取引以外の取引による取引高	14,783百万円	13,570百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
貸倒引当金繰入額	△128百万円	△145百万円
人件費	9,581百万円	12,995百万円
賞与引当金繰入額	944百万円	952百万円
役員賞与引当金繰入額	115百万円	156百万円
退職給付費用	153百万円	51百万円
減価償却費	2,112百万円	2,756百万円
研究開発費	4,958百万円	8,065百万円
業務委託費	3,538百万円	4,522百万円
おおよその割合		
販売費	12%	12%
一般管理費	88%	88%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価については記載していません。これらの貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
子会社株式	80,283	79,505
関連会社株式	2,268	2,243

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	670百万円	688百万円
赤字工事進行基準による売上損失	542百万円	516百万円
退職給付引当金	1,096百万円	1,753百万円
税務上の繰越欠損金	5,446百万円	2,863百万円
投資有価証券等評価損	162百万円	64百万円
関係会社株式評価損	863百万円	1,685百万円
たな卸資産評価損	1,345百万円	1,375百万円
固定資産除却損	936百万円	1,012百万円
減価償却費	319百万円	686百万円
完成工事補償等引当金	3,406百万円	4,087百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,382百万円	1,150百万円
未払金	564百万円	608百万円
訴訟損失引当金	1,979百万円	2,364百万円
その他	2,326百万円	2,253百万円
繰延税金資産小計	21,044百万円	21,112百万円
評価性引当額	△12,408百万円	△12,973百万円
繰延税金資産合計	8,636百万円	8,138百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,069百万円	107百万円
その他	691百万円	1,180百万円
繰延税金負債合計	1,761百万円	1,288百万円
繰延税金資産の純額	6,875百万円	6,850百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△33.1%	△30.7%
評価性引当額	△1.0%	3.6%
その他	0.0%	4.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.7%	9.1%

(重要な後発事象)

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図ることを目的としています。

2 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

7,000,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合7.00%)

(3) 株式の取得価額の総額

15,000百万円 (上限)

(4) 取得期間

2019年2月14日～2019年9月20日

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	73,173	1,500	5,623 (1,399)	1,724	69,050	42,439
	構築物	8,851	191	702 (145)	161	8,339	6,394
	機械及び装置	51,644	2,784	4,713 (231)	2,639	49,715	39,850
	車両運搬具	299	27	14 (1)	12	312	275
	工具、器具及び備品	24,260	1,622	1,140 (46)	1,440	24,742	21,831
	土地	20,196	0	997 (568)	—	19,199	—
	リース資産	1,391	343	162	300	1,572	789
	建設仮勘定	3,937	9,470	8,827 (90)	—	4,579	—
	計	183,754	15,939	22,180 (2,483)	6,280	177,512	111,580
無形固定資産	特許権	4,702	3	3	41	4,702	4,639
	ソフトウェア	22,299	1,902	484 (57)	2,424	23,717	18,407
	リース資産	245	—	46	52	199	145
	施設利用権	129	—	8	2	121	98
	電話加入権	67	—	—	—	67	—
	計	27,445	1,906	543 (57)	2,520	28,808	23,290

(注) 1 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額です。

2 建設仮勘定の増加額のうち主たるものは、藤沢事業所自動化工場関連3,561百万円です。

3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,509	1,060	1,813	3,757
賞与引当金	2,174	10,599	10,524	2,249
役員賞与引当金	115	156	115	156
完成工事補償引当金	1,127	1,107	871	1,364
製品保証引当金	2,289	3,006	2,281	3,014
工事損失引当金	7,701	4,366	3,096	8,971
土地売却費用引当金	254	—	—	254
訴訟損失引当金	6,464	1,257	7,721	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

・ヤマト運輸株式会社による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

当社がヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト運輸」）に売却した羽田事業所の土地にスレート片が混入していたとして、ヤマト運輸が当社に対して85億5百万円の損害賠償を求めた訴訟に関して、東京高等裁判所は2018年6月28日付けで当社に対してヤマト運輸の請求の一部である59億52百万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言渡され、同判決に対して、当社が上告提起及び上告受理申立てを、ヤマト運輸が上告受理申立てを行っていましたが、最高裁は、2019年1月29日付けで当社の上告を棄却し、また当社及びヤマト運輸の上告受理申立てのいずれも上告審として受理しない旨の決定をしたことにより、同判決が確定しました。同判決に伴い、当事業年度において、貸借対照表に計上していた投資その他の資産のその他及び固定負債の訴訟損失引当金を取崩しています。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	自 1月1日 至 12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—————
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 http://www.ebara.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しています。

- | | | | |
|---|------------------|--------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第153期) | (自 2017年4月1日
至 2017年12月31日) | 2018年3月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 | 事業年度
(第153期) | (自 2017年4月1日
至 2017年12月31日) | 2018年5月8日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 2018年3月29日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書及び確認書 | (第154期
第1四半期) | (自 2018年1月1日
至 2018年3月31日) | 2018年5月15日
関東財務局長に提出。 |
| | (第154期
第2四半期) | (自 2018年4月1日
至 2018年6月30日) | 2018年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| | (第154期
第3四半期) | (自 2018年7月1日
至 2018年9月30日) | 2018年11月14日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | | | 2018年3月29日
関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書 | | | 2018年12月10日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 有価証券届出書(譲渡制限付株式報酬制度による新株発行)及びその添付書類 | | | 2018年4月9日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券届出書(譲渡制限付株式報酬制度による新株発行)の訂正届出書 | | | 2018年5月8日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 自己株券買付状況報告書 | | | 2018年12月7日
関東財務局長に提出。
2019年1月11日
関東財務局長に提出。
2019年3月12日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録書(社債)及びその添付書類 | | | 2018年11月20日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 訂正発行登録書 | | | 2018年12月10日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月28日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤	隆	之	Ⓜ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社荏原製作所の2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社荏原製作所が2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月28日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藤	隆	之	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の2018年1月1日から2018年12月31日までの第154期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月29日
【会社名】	株式会社荏原製作所
【英訳名】	EBARA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 浅見 正男
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市西区菊井二丁目22番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 浅見 正男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社37社、持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社23社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額及び質的重要性から5つの「重要な事業拠点」を選定しました。それらの売上高合計（連結会社間取引消去後）は、前連結会計年度の売上高の概ね3分の2になっています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月29日

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社
(大阪市北区堂島一丁目6番20号)
株式会社荏原製作所中部支社
(名古屋市西区菊井二丁目22番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 浅見 正男は、当社の第154期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。